

明石市工事検査事務の手引

2023 年 4 月

(2026 年 8 月一部改訂)

総務局財務室工事検査担当

は じ め に

工事検査課が平成５年度に発足して以来、工事主管課の皆様のご協力のもと、工事検査事務が滞りなく執り行われています。

工事検査の目的は、地方自治法に規定されているように「契約の履行の確保」であります。この規定を実務に反映させる為、工事検査課では「明石市工事検査規程」「明石市工事監督規程」など工事検査事務に必要な事項を定めております。さらに平成１３年度より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、透明性の確保や適正な施工の確保など４つの基本原則が明示されました。これを受けて工事検査課では、平成１６年度に「明石市工事検査規程」「明石市工事成績評定要領」を一部改正し、また新たに「明石市工事成績評定委員会」を設置するとともに事務手続規定として、「明石市工事成績評定点説明事務処理要綱」を制定しました。

今回、工事検査の適切かつ円滑な実施と工事検査技術の強化・向上を図ることを目的として、「工事検査事務の手引」を再編しました。

本書が公共工事に携わる皆さんの身近な手引書として、適切な事務処理に役立てば幸いです。

平成１７年４月

明石市工事検査の手引きを改定するに当たり、平成２４年３月以降「明石市契約規則」「明石市工事請負契約約款」「明石市工事成績評定要領」「明石市工事検査実施要領」が改正になっております。また、新たに「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を掲載しました。

平成２６年４月

総 務 部 工 事 検 査 課

明石市工事検査の手引きを改定するに当たり、平成２６年４月以降「明石市契約規則」「明石市工事請負契約約款」「明石市工事検査規程」「明石市工事成績評定要領」が改正になっております。また、監督職員の能力向上、工事成績評定の精度向上及び検査事務の効率化を目的に、新たに「明石市施工プロセスチェックリストに基づくチェック実施要領」「検査関係書類とその提出期限に関する取扱い基準」「専任検査員への検査要請に関する取扱い基準」を制定しました。

平成２８年４月

総 務 部 工 事 検 査 課

平成２９年度の組織改正に伴う課名の変更等を反映するため、関連する規則・訓令等を整備しました。

平成２９年４月

総務局総務管理室工事検査課

明石市工事検査の手引きを改定するに当たり、平成３１年４月以降「明石市工事検査規程」及び「明石市工事監督規程」を廃止し、「明石市工事検査要綱」及び「明石市工事監督要綱」を新規制定しました。

平成３１年３月

総務局総務管理室工事検査課

民法改正（令和２年４月１日施行）に伴い、「明石市契約規則」が改正になっております。また、「明石市工事請負契約約款」は、改正された建設業法の施行に伴い改正する予定のため、令和２年３月時点のものを掲載しています。また、工事成績評定を公表するにあたり、「明石市工事成績評定要領」「明石市工事成績評定委員会設置要綱」を改正しております。

令和２年３月

総務局総務管理室工事検査課

完成検査における指摘事項等を工事成績評定に反映できるようにするため、工事成績評定表の提出時期の見直しについて改訂しました。

また、組織改正に伴う課名等の名称変更を反映するため、関連する規則・訓令等を整備しました。

令和５年４月

総務局財務室工事検査担当

工事検査に関連する法制度や契約規則・約款は、社会情勢を反映して適時に見直しが行われ改正されます。実務にあたっては、手引きの解説と併せて、常にその時点における最新の法令・明石市例規集・当該工事の契約約款等の確認・照合する運用を基本としますので、手引きへの掲載を廃止しました。

令和8年8月

総務局財務室工事検査担当

目 次

1. 明石市契約規則・明石市工事請負契約約款	
2. 明石市工事検査要綱 -----	1
3. 明石市工事監督要綱 -----	19
4. 明石市工事検査実施要領 -----	23
5. 明石市工事成績評定要領（本文） -----	64
6. 明石市施工プロセスチェックリストに基づくチェック実施要領 -----	68
7. 検査関係書類とその提出期限に関する取扱い基準 -----	70
8. 専任検査員への検査要請に関する取扱い基準 -----	73
9. 工事検査事務フロー -----	74
10. 検査事務Q & A -----	78
11. 明石市工事成績評定委員会設置要綱 -----	83
12. 明石市工事成績評定点説明事務処理要綱 -----	86

明 石 市 契 約 規 則

明 石 市 工 事 請 負 契 約 約 款

[契約担当ホームページ 入札・契約関係規程へ](#)

明 石 市 工 事 検 査 要 綱

明石市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）第4章第2節に規定する工事の検査について、必要な事項を定めるものとする。

(専任検査員が行う検査の範囲)

第2条 規則第39条第1号に規定する市長が定める検査は、次に掲げる工事について行うものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる工事については、単価契約に係る工事を除く。

- (1) 請負金額（契約金額を変更したものにあつては、当初の契約金額をいう。第11条第2項において同じ。）が1件1,000万円以上（第11条第2項第3号イに掲げる保全工事にあつては、3,000万円以上）の工事
- (2) 規則第14条第1項第1号ただし書の規定により低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした者で落札者となった者と契約をした工事（以下「低入札調査対象工事」という。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「検査担当課長」という。）（検査担当課長を置かない場合にあつては、財務室長。以下同じ。）が特に必要と認める工事

(中間出来高検査)

第3条 規則第41条第2号に規定する中間出来高検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 部分払又は部分引渡しが必要が生じたとき。
- (2) 工事の打切り又は契約の解除があつたとき。
- (3) その他中間出来高検査を行う必要が生じたとき。

(随時検査)

第4条 規則第41条第3号に規定する随時検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) いんぺい個所又は仮設撤去に伴い完成時に確認が困難なとき。
- (2) 第2条に規定する工事であるとき。
- (3) 部分使用が必要が生じたとき。
- (4) その他随時検査を行う必要が生じたとき。

(抜き打ち状況調査)

第5条 検査員（専任検査員及び指定検査員をいう。以下同じ。）は、契約の適正な

履行を施工段階において確保するため、次に掲げる工事について施工体制等の調査を行うものとする。

- (1) 低入札調査対象工事
 - (2) 検査担当課長が必要と認める工事
- (工事概要等の通知)

第6条 規則第42条第1項に規定する工事概要等の通知は、工事概要等（変更）通知書により行わなければならない。既に通知した事項に変更が生じた場合も同様とする。

(専任検査員への検査要請)

第7条 規則第43条第1項に規定する検査の要請は、工事検査要請書を検査担当課長が定める日までに提出して行わなければならない。

- 2 前項の検査の要請内容の変更は、工事検査変更要請書により行わなければならない。

(検査執行の通知)

第8条 規則第43条第2項に規定する検査員の氏名等の通知は、工事検査執行通知書により行わなければならない。

- 2 前項の通知内容の変更は、工事検査変更執行通知書により行わなければならない。

(検査関係書類の提出)

第9条 主管課長は、専任検査員が行う検査にあつては、検査担当課長が定める日までに検査のために必要な書類を検査担当課長に提出しなければならない。

(検査の中止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する事情があるときは、検査員は、当該工事の検査を中止し、検査担当課長、主管課長及び契約担当者に報告するものとする。

- (1) 契約の相手方等が指示に従わず、又は検査の執行を妨害したとき。
- (2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わないとき。
- (3) その他適正な検査を行うことが困難なとき。

(工事成績の評定)

第11条 検査員は、規則第46条第1項の規定に基づき、検査後直ちに、別に定める工事成績評定要領により、監督職員と協力して工事成績の評定を行わなければならない。

- 2 規則第46条第1項ただし書の規定により工事成績の評定を省略することができるものは、次に掲げる工事とする。

- (1) 財務室において契約事務を行わない工事
 - (2) 単価契約に係る工事
 - (3) 財務室において契約事務を行う工事のうち、次に掲げるもの
 - ア 工場製作のみの工事、しゅんせつ工事、請負金額の大部分が資材の費用である工事その他の工事成績の評定に適さない工事
 - イ 機器の定期的な整備、点検若しくは調整を主な工事内容とし、又は潤滑油その他の消耗品若しくは汎用品の交換を主な工事内容とする保全工事
 - ウ その他工事主管課長と協議の上、検査担当課長が工事の特殊性その他の事情により特に工事成績の評定を必要としないと認める工事
- (検査結果の通知)

第12条 規則第46条第1項に規定する検査の結果の通知は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行わなければならない。

- (1) 規則第41条第1号の完成検査 工事検査調書兼検査結果通知書（完成検査）
- (2) 規則第41条第2号の中間出来高検査 工事検査調書兼検査結果通知書（中間出来高検査）
- (3) 規則第41条第3号の随時検査 工事検査調書兼検査結果通知書（随時検査）

2 検査員は、前条第1項の規定による工事成績の評定結果を前項各号に掲げる通知書に添えて、検査担当課長に提出しなければならない。

(工事検査済証)

第13条 規則第46条第2項の規定による契約の相手方への検査の結果の通知は、工事検査済証を交付することにより行わなければならない。

(検査後の措置等)

第14条 規則第47条第1項から第3項までに規定する工事の手直し等の通知、指示及び命令は、工事手直し等指示書により行わなければならない。

2 規則第48条第1項及び第2項に規定する報告及び通知は、工事手直し等完了報告書により行わなければならない。

3 検査員は、規則第48条第3項の規定により再検査したときは、その結果を工事手直し等検査結果報告書により主管課長に通知しなければならない。

4 軽微な手直し等にあつては、前3項の規定にかかわらず、検査担当課長が定めるところによるものとする。

(工事成績評定表)

第15条 規則第46条第2項の規定による契約の相手方への工事成績の評定の通知は、工事成績評定表を交付することにより行わなければならない。ただし、同条第1項ただし書の規定に基づき工事成績の評定を省略した場合には、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、別に定める手続により、工事成績の評定点について説明を求めることができる。

(検査台帳の整備)

第16条 検査担当課長は、検査台帳を備え、第12条第1項各号に掲げる通知書による通知を受けたときは、必要事項を記入しなければならない。

(検査概要の報告)

第17条 検査担当課長は、財務室長に対し、工事成績の評定結果その他検査に関する重要な事項を定期又は随時に報告するものとする。ただし、検査担当課長を置かない場合にあっては、この限りでない。

(検査員証の携帯及び交付等)

第18条 検査担当課長は、専任検査員に対し、工事検査員証を交付するものとする。

2 専任検査員は、検査を実施するときは、常に工事検査員証を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 検査担当課長は、工事検査員証交付簿を備え、専任検査員の異動等があったときは、交付簿の整備を行うものとする。

4 検査担当課長は、指定検査員の名簿を備え、指定検査員の異動等があったときは、名簿の整備を行うものとする。

(技術職員に対する研修)

第19条 検査担当課長は、工事主管課の技術職員に対し、適宜に工事の検査に関する研修を行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に規定するもののほか検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日制定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第6条関係)

工 事 概 要 等 (変 更) 通 知 書

年 月 日

工 事 検 査 担 当 課 長 様

(主管課長)

工事主管課			
予算執行課			
主任監督員	職 名	氏 名	
監 督 員	職 名	氏 名	
工 事 名	工 事	契約番号	
工 事 場 所	明石市		
受 注 者	(会 社 名) (代表者名)		
請 負 金 額	(当初)	円 (変更)	円
		{増減額 :	円}
契約年月日	(当初)	年 月 日	(変更) 第 回 年 月 日 第 回 年 月 日 第 回 年 月 日
契 約 工 期	自 年 月 日 (当初) 至 年 月 日	(変更) 第 回 年 月 日 第 回 年 月 日 第 回 年 月 日	
現場代理人 及び 主任(監理) 技 術 者	(現場代理人) (主任技術者) (監理技術者)		
(工事概要)			
※変更内容 :			

※ 位置図 (付近見取図) を添付のこと。

(第7条第1項関係)

工 事 検 査 要 請 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

様

(主管課長)

下記の工事について、検査の執行を要請します。

記

工 事 名	工 事		契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市		受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円			
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日			
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 (変更) 年 月 日 至 年 月 日			
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	出 来 高 予 定 年 月 日	年 月 日	
監 督 員	主任監督員 職 氏名		監督員 職 氏名	
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日	備 考		

※ 部分引渡し(部分完成)又は部分使用の場合は、配置図・平面図を添付のこと。

(第7条第2項関係)

工 事 検 査 変 更 要 請 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

様

(主管課長)

下記の工事に係る、検査日の変更を要請します。

記

工 事 名	工 事	契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
監 督 職 員	主任監督員 職 氏名	監督員 職 氏名	
検 査 予 定 (当 初) 年 月 日	年 月 日	検 査 変 更 希 望 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由			
備 考			

(第8条第1項関係)

工 事 検 査 執 行 通 知 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

(主管課長).....様

工 事 検 査 担 当 課 長

下記の工事に係る検査について、検査員の氏名、検査日等を通知します。

記

工 事 名	工 事	契約番号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 至 年 月 日 (変更) 年 月 日		
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	出 来 高 予 定 年 月 日	年 月 日
監 督 員	主任監督員 職 氏名	監督員 職 氏名	
検 査 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分	検 査 員	

※ 通知後検査日に変更が生じる場合は、検査日の3日前までに「工事検査変更要請書」を提出のこと。

(第8条第2項関係)

工 事 検 査 変 更 執 行 通 知 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

.....(主管課長).....様

工 事 検 査 担 当 課 長

下記の工事に係る検査について、（ 検査日 ・ 検査員 ）の変更を通知します。

記

工 事 名	工 事		契約番号	
工 事 場 所	明石市		受 注 者	
監 督 員	主任監督員 職 氏名		監督員 職 氏名	
検 査 予 定 (当初) 年 月 日	年 月 日	検 査 変 更 年 月 日	年 月 日	
検 査 員				

(備 考)

工事検査調書兼検査結果通知書

(完成検査)

年 月 日

様

検査の結果、下記の工事は、契約書、仕様書、設計図その他関係書類のとおり
完成していることを確認しました。

記

工 事 名	工 事	契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	自 年 月 日 (当初) 至 年 月 日 (変更) 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日	完 成 検 査 年 月 日	年 月 日
監 督 員	職 氏名	検 査 員	氏名

(備 考)

(第12条第1項第2号関係)

工事検査調書兼検査結果通知書

(中間出来高検査)

年 月 日

様

中間出来高検査の結果、下記のとおり確認しました。

記

工 事 名	工 事		契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市		受 注 者	
請 負 金 額	(当初)	円	(変更)	円
契約年月日	(当初)	年 月 日	(変更)	年 月 日
契 約 工 期	(当初)	自 年 月 日 至 年 月 日	(変更)	年 月 日
出 来 高 年 月 日	年 月 日	出来高検査 年 月 日	年 月 日	
監 督 員	職 氏名		検 査 員	氏名
出 来 高 金 額	円	出 来 高 歩 合		%
(備 考)				

(第12条第1項第3号関係)

工事検査調書兼検査結果通知書

(随時検査)

年 月 日

.....様

随時検査の結果、下記のとおり確認しました。

記

工 事 名	工 事	契約番号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 至 年 月 日 (変更) 年 月 日		
出 来 高 年 月 日	年 月 日	随時検査 年 月 日	年 月 日
監 督 員	職 氏名	検 査 員	氏 名
(備 考)			

(第 13 条関係)

(明石市工事検査要綱第 13 条の規定による)

工 事 検 査 済 証

(完成検査・中間出来高検査)

年 月 日

.....様
(受注業者名)

明石市長 印

検査の結果、下記の工事は所定の設計書、図面及び仕様書のとおり、完成していることを確認しました。

記

工 事 名	工 事	契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市	主任(監理) 技 術 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 至 年 月 日 (変更) 年 月 日		
完成年月日	年 月 日	完成検査 年 月 日	年 月 日
監 督 員	職 氏名	検 査 員	氏 名

(第 14 条第1項関係)

工 事 手 直 し 等 指 示 書

年 月 日

(主管課長・監督職員・受注者)

.....様

(検査員・主管課長・監督職員)

..... 印

工事検査の結果、下記のとおり手直し等の措置が必要ですので通知します。
を指示します。
を命じます。

記

工 事 名	工 事		
工 事 場 所	明石市		
受 注 者			
検査実施日	年 月 日	手 直 し 限 期	年 月 日
(指 示 事 項)			

※ 受注者に命じる場合は、監督職員が押印のこと。
※ 本帳票は、完成・中間出来高検査に使用のこと。

(第14条第2項関係)

工 事 手 直 し 等 完 了 報 告 書

年 月 日

(検査員・主管課長)

.....様

(主管課長・監督職員)

..... 印

下記の工事について、指示どおり手直し等が
完了したので報告します。
完了した旨の報告を受けたので通知します。

記

工 事 名	工 事		
工 事 場 所	明石市		
受 注 者			
検 査 実 施 日	年 月 日	手 直 し 限 期	年 月 日
(指示事項)			

- ※ 受注者に命じる場合は、監督職員が押印のこと。
- ※ 本帳票は、完成・中間出来高検査に準ずること

(第14条第3項関係)

工事手直し等検査結果報告書

年 月 日

.....様

下記の工事について、手直し等の検査を行い、指示どおり完了したことを確認しました。

記

工 事 名	工 事	契約番号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 (変更) 年 月 日 至 年 月 日		
検査実施日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
手直し検査 実 施 日	年 月 日		
監 督 員	職 氏 名	検 査 員	氏 名

(第15条第1項関係)

(明石市工事検査要綱第15条第1項の規定による)

工 事 成 績 評 定 表

(完 成 検 査)

年 月 日

(受注業者名)

様

明石市長

印

下記の工事について、評定した結果を通知します。

記

工 事 名			契 約 番 号		
工 事 場 所			主任(監理) 技 術 者		
請 負 金 額					
契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日				
完成年月日	年 月 日	完 成 検 査 年 月 日	年 月 日		
主任監督員 監 督 員			検 査 員		
評 定 結 果	評 定 点 点				
	①施工体制	②施工状況	③安全管理及び 対外関係	④出来形・品質・ 出来ばえ及び写真	⑤加減点

(第18条第1項関係)

(表)

認証番号	
工 事 検 査 員 証	
年 月 日交付	
所 属	
氏 名	明 石 市 長 印

(裏)

1	本証は、検査を実施するときは常に携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示すること。
2	本証の記載事項に変更が生じたとき、又は本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。
3	第三者に本証の貸与等をしてはならない。
4	検査員の選任を解かれたときは、直ちに本証を 返還 しなければならない。

明 石 市 工 事 監 督 要 綱

明石市工事監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）第53条の規定に基づき、工事（製造を含む。以下同じ。）の監督に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監督職員の職務)

第2条 規則第35条第1項及び第2項に規定する監督職員の職務の細目は、次の各号に掲げる監督職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 主任監督員 次のアからウまでに掲げる職務

ア 契約の相手方及びその現場代理人（以下「相手方等」という。）に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理

イ 関連する2以上の工事における工程等の調整で重要なものの処理

ウ 監督員の指揮監督及び監督業務の総括

(2) 監督員 次のアからオまでに掲げる職務

ア 相手方等に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

イ 設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は相手方等が作成したこれらの図書の承諾

ウ 設計図書に基づく工程の管理、工事の立会い、施工状況の確認及び使用材料の試験又は検査

エ 関連する2以上の工事における工程等の調整で軽易なものの処理

オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における主任監督員への報告

2 規則第34条第2項後段の規定により、監督員のみが選任されたときは、主任監督員の職務は監督員が行うものとする。

(工事監督の心得)

第3条 監督職員は、その業務の執行に当たっては、厳正かつ公平に行わなければならない。

2 監督職員は、相手方等その他の利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに、その工事に関連する機関等との連絡を密接にし、施工に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

3 監督職員は、施工に当たっては、生命及び財産に関する危害等を防止し、並

びに利水及び交通の安全を確保するよう相手方等に周知徹底させなければならない。

- 4 監督職員は、常に工事の進捗状況を管理し、相手方等に履行期限を遵守させるとともに、その進捗状況を主管課長に報告するものとする。

(関係書類等の整備)

第4条 監督職員は、設計図書その他施工に必要な書類等を整備し、常にその施工の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 監督職員は、契約に定めるところにより、相手方等に工事写真を撮影させなければならない。

(使用材料の検査等)

第5条 監督職員は、相手方等から使用材料に係る試験若しくは検査の請求があったとき又はその必要があると認めるときは、直ちに設計図書等に基づき、使用材料の品質、形状、寸法、数量等について試験又は検査を行うものとする。

- 2 監督職員は、試験又は検査の結果、不合格となった使用材料を相手方等に遅滞なく現場から搬出させるとともに、良品と交換させなければならない。

- 3 監督職員は、相手方等から使用材料のうち調合に係る立会い又は見本検査を求められたときは、設計図書等に基づき、求められた日から7日以内に立会い又は検査を行うものとする。

(立会い又は破壊等による確認)

第6条 監督職員は、相手方等が特殊技術を必要とする工事、重要な部分の手直しができない工事及び設計図書等で立ち会うことを指定した工事を施工する場合は、立ち会わなければならない。

- 2 監督職員は、前項に規定する工事以外の工事についても、相手方等から立会いを求められたときは、立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、相手方に工事写真を提出させる等の方法をもって立会いに代えることができる。

- 3 監督職員は、相手方等が前条第1項に規定する使用材料の試験若しくは検査又は前2項に規定する立会いその他の方法による確認を受けないで、当該部分の工事を施工したとき又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があるときは、破壊等の方法により適否を確認することができる。

(監督職員の報告)

第7条 監督職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、主管課長に書面により報告し、その指示を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に

規定するもののうち軽微なものについては、相手方等に必要事項を指示し、その後、主管課長に報告するものとする。

- (1) 設計図書等の施工の状態が一致しないとき。
- (2) 設計図書等に誤り又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書等で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の事態が発生したとき。
- (4) 施工管理につき、現場代理人等を著しく不適當と認め、その交替を求めるとき。
- (5) 一括下請負その他工事の下請負に関し、不適當な行為があったとき。
- (6) 工事の内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めたとき。
- (7) 工事の目的物の引渡し前に工事の目的物又は使用材料について損害を生じたときその他施工に関して損害を生じたとき。
- (8) 施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき。
- (9) その他設計図書等又は契約の履行について疑義が生じたとき。

(手直し等の指示等)

第8条 監督職員は、施工途中の工事が設計図書等に適合しないと認めるときは、直ちに相手方等に工事の手直し等を指示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する不適合が市の責めに帰すべき理由による場合は、主管課長等と協議の上、必要な措置を行うものとする。

(臨機の措置)

第9条 監督職員は、災害防止その他やむを得ない理由により、相手方等に対し臨機の措置をとらせる必要があるときは、あらかじめ主管課長の指示を受けなければならない。ただし、そのいとまのないときは、事後直ちに主管課長に報告しなければならない。

(工事完成届等)

第10条 監督職員は、工事が完成したとき（部分引渡しを指定した当該部分の工事が完成したときを含む。）は、相手方等に完成の日から7日を経過する日又は履行期限の末日のいずれか早い日までに、その旨を通知させなければならない。

- 2 監督職員は、部分払いに対応する履行があったときは、相手方等に当該履行があった日から7日以内に、当該履行に係る確認の請求をさせなければならない。

(工事目的物及び既済部分の確認等)

第 1 1 条 監督職員は、相手方等から前条の規定による通知又は請求があったときは、当該通知又は請求があった日から 7 日以内に設計図書等に基づき、工事目的物又は既済部分の出来形等を確認しなければならない。

2 監督職員は、前項の規定による工事目的物又は既済部分の確認をしたときは、その結果を主管課長に報告しなければならない。

(工事成績の評定)

第 1 2 条 監督職員は、明石市工事検査要綱（平成 3 1 年 3 月 1 4 日制定）第 1 1 条第 1 項の規定により、完成検査日の 2 日後（明石市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する休日がある場合は、当該休日を除く。）までに別に定める工事成績評定要領により、監督職員の担当部分の評定を行い、工事成績表を検査員に提出しなければならない。

(引継ぎ図書等の整理)

第 1 3 条 監督職員は、工事の完成検査が終了したときは、当該工事の施行に関する必要書類を当該検査が終了した日から 1 4 日以内に整理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 7 日から施行する。

明石市工事検査実施要領

明石市工事検査実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、明石市工事検査要綱(平成31年3月14日制定)第20条の規定に基づき、明石市の所管する工事の検査の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合や既済部分の引き渡しを受ける場合を含む)を行うこと並びに技術的な観点から工事の施工状況の確認及び技術的な評価を行うために定める。

(内 容)

第2条 工事の検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断を行うとともに、工事の実施状況、出来形、品質、出来ばえについてその的確さ及び全体的な外観について評価を行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

第3条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況並びに施工体制、施工状況及び安全管理等について各種の記録(写真、ビデオディスクによる記録を含む。以下「各種の記録」という。)と契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形及び品質の検査)

第4条 出来形及び品質の検査は位置、出来形寸法及び精度、出来形管理に関する記録、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比して適否の判断を行うとともに、その的確さについて評価する。その際、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は明石市契約規則第44条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 土木工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、土木請負工事必携、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、(いずれも兵庫県県土整備部監修 財団法人兵庫県街づくり技術センター発行)、土木工事共

通仕様書、土木工事施工管理基準等（いずれも農林水産省農村振興局整備部設計課）並びに管きょ更生工法における設計・施工管理のガイドライン（公益社団法人 日本下水道協会）、水道工事標準仕様書【土木工事編】（公益社団法人 日本水道協会）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第2に留意して行うものとする。

3 建築工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、公共住宅建設工事共通仕様書（編集 公共住宅事業者等連絡協議会）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第3に留意して行うものとする。

4 設備工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、公共住宅建設工事共通仕様書（編集 公共住宅事業者等連絡協議会）、明石市廃棄物処理事業・下水道事業・水道事業プラント機械電気設備機器共通仕様書並びに工事共通仕様書、給水装置施工基準（明石市水道局）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第4に留意して行うものとする。

（出来ばえの検査）

第5条 出来栄えの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外觀について適否の判断を行うとともに、評価を行う。

（検査の方法）

第6条 別表第1から別表第4に掲げる検査方法については各号のとおりとする。

（1） 「目」は目視及び聞き取りによる。

（2） 「測」は現地測定、検査器具を用いての計測による。

（3） 「写」は工事記録写真や記録映像による。

（4） 「書」は施工計画書、施工体制台帳、出来形管理資料、各種試験成績書、承諾願、協議書、打合簿、取扱説明書、その他関係資料等による。

附 則

この実施要領は平成26年4月1日から適用する。

別表第1 工事の実施状況検査留意事項

検査項目	関係書類	内 容	検査方法				備 考
			書	写	目	測	
1 施工体制	施工体制台帳、 施工計画書	(1)施工体制一般について適 否を確認 (2)配置技術者等について適 否を確認 (3)その他について適否を確 認	○	○	○		中間出来高 検査、随時検 査時におい ては検査対 象物を検査 するために 最低限必要 な書類の提 出を受注者 に求め、確認 するものと する。
2 施工状況	施工計画書、実 施工程表、工事 打合せ簿、その 他関係書類	(1)施工管理について適否を 確認 (2)工程管理について適否を 確認	○	○	○		
3 安全管理	契約図書、安全 管理状況関係 書・記録簿、工 事打合せ簿、そ の他関係書類	安全管理一般について適否を 確認	○	○	○		
4 書類及び 写真整備状 況	関係書類、工事 等写真	(1)関係書類について適否を 確認（他に掲げるものを 除く。） (2)写真について適否を確認	○				

別表第2 出来形及び品質検査留意事項(土木)

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1							
土工	1. 盛土	(1) 延長、高さ、幅、法長、法勾配の確認 (2) ベンチマーク、盛土各層の締め固め程度の確認 (3) 土質の適否及び雑物混入の確認 (4) 法面、天端等の不陸、肩通りの確認 (5) 施工状況の確認	○	○	○	○	
	2. 切取り及び掘削	(1) 延長、高さ、深さ、法長、法勾配の確認 (2) 切取り面上に雑木、切株、出岩の有無の確認	○	○	○	○	
	3. 埋戻し	(1) 埋め戻し材及び各層の締め固め等施工状況の確認	○	○	○		
2							
基礎工	1. 栗石基礎、(再生)砕石基礎	(1) 各種材料の種類、規格形状、寸法の確認 (2) 延長、幅、厚さの確認 (3) 栗石(間隙材含む)、(再生)砕石の転圧等施工状況の確認	○	○	○		
	2. 杭打工	(1) 基準高、配列、間隔、偏心及び数量の確認 (2) 使用材料の品質、規格、寸法、亀裂、錆の確認 (3) 打込み方法、根入れ深さ、打込み使用機種、杭頭処理状況、杭継手箇所の確認 (4) 支持力、支持層の確認	○	○	○	○	
	3. 鋼矢板工、コンクリート矢板工	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認 (2) 延長、天端高、法線の出入、傾斜、矢板天端の切り揃え状況の確認 (3) 打込み方法、根入り深さ、打込み使用機種、矢板継手箇所の施工状況の確認 (4) 切梁、腹起し、タイロッドの組方、取付け位置、締付け状況及び控え板の位置、寸法の確認	○	○	○	○	
	4. 井筒工	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認 (2) ヒビ割れ及び偏心の確認 (3) 荷重試験及び地耐力試験結果の確認	○	○	○	○	
3							
構造物工	1. コンクリート構造物	(1) 構造物の延長、基準高、深さ、幅、厚さ、法長、法勾配の確認 (2) コンクリートの打継ぎ目、伸縮継手、仕上げ面の平滑性及び亀裂の確認 (3) 鉄筋の品質、規格、寸法、数量、配筋、かぶり、継手箇所等の確認 (4) 型枠の材料、形状、寸法の確認 (5) コンクリートの配合、打設数量、強度、打設状況、養生状況の確認 (6) あと施工アンカーの施工状況、固着強度の確認	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
	2. 鋼構造物	(1) 各種材料の材質、形状、寸法の確認 (2) 構造物の延長、基準高、幅員、形状、寸法、変位等の確認 (3) 溶接、ボルト接合等、曲げ加工等の確認 (4) 塗装の仕上げ状況、塗膜厚等の確認	○	○			
			○	○	○	○	
			○	○	○		
			○	○	○	○	
4							
舗装工	1. 路盤工	(1) 厚さ、幅、基準高、締固め状況、材料の粒度混合率、各種材料の材質、粒径の確認 (2) 既設構造物への損傷の確認 (3) 各試験結果の確認	○	○			
				○	○		
			○	○			
	2. コンクリート舗装工	(1) 各版の寸法、目地幅、延長、幅員、厚さ、縦横断勾配の確認 (2) 配合、打設数量、強度、打設状況、養生状況の確認 (3) 目地材のはみ出し、亀裂、仕上がり表面の確認	○	○	○	○	
			○	○			
				○	○		
	3. アスファルト舗装工	(1) 延長、幅員、厚さ、縦横断勾配の確認 (2) 種類、配合、数量の確認 (3) 転圧状況、温度管理、乳剤の散布状況、亀裂及び仕上がり（平坦性）状況の確認 (4) 既設道路、マンホール、弁栓類及び路肩等の取合い状況の確認	○	○	○	○	
			○				
			○	○	○	○	
				○	○		
5							
縁石、L型、U型側溝工	縁石、L型、U型側溝工	(1) 延長、基準高、幅、厚さ、法長、法勾配の確認 (2) コンクリート二次製品の種類、品質、外観、形状寸法の確認 (3) 現場打ちコンクリートの配合、打設数量、強度、打設状況、養生状況の確認 (4) 構造物の通り、ひずみ、据え付けの安定性、施工目地、既設構造物等の取り合いの良否、蓋受け部の不陸、凹凸の有無等施工状況の確認	○	○	○	○	
			○	○	○		
			○	○			
				○	○		
6							
防護柵工	防護柵工	(1) 延長、規格、形状、寸法の確認 (2) フェンス、ロープ、ボルト、レール、支柱等施工状況（基礎含む）の確認 (3) 鉄部防錆、塗装、既設構造物との取合い等の確認	○	○	○	○	
			○	○	○		
				○	○		

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
7	橋梁工	(1) 各種材料の材質、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		
		(2) 橋長、幅員、桁長、桁間隔、桁断面、縦横断勾配、高欄地覆等の形状、寸法、位置の確認	○	○	○	○	
		(3) 溶接、ボルト接合状況、伸縮継手の施工、支承部分取付け状況の確認		○	○		
		(4) 排水管、灯柱、歩車道境界等各種部材の取付け状況の確認		○	○		
		(5) 部材及びコンクリート強度等の確認	○	○			
		(6) 塗装及び塗膜厚等の確認	○	○	○	○	
		(7) 仮組立て状況の確認	○	○	○		
8	浚渫工	(1) 位置、延長、基準高、施工断面の確認	○	○	○	○	
		(2) 土砂の運搬、処理状況の確認	○	○			
9	捨石及び均し工	(1) 主要材料の規格、種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		
		(2) 均し状況の確認	○	○	○		
		(3) 延長、幅、法長、厚さの確認	○	○	○	○	
10	ケーソン及び据付工	(1) 延長、基準高、法線、据付目地、間隔等の出来形及び施工状況の確認	○	○	○	○	
11	籠工	(1) 籠類の品質、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	
		(2) 杭の打込み、詰石の状況の確認		○	○		
		(3) 延長、面積及び開口部、連結部の処理状況の確認		○	○	○	
12	コンクリート擁壁工 (床固め、水叩き工)	(1) 栗石基礎、(再生) 砕石基礎、杭の形状、寸法(品質、径、末口、本数等) 及び裏込状態の確認	○	○	○		
		(2) 延長、高さ、厚さ、法長、法勾配の確認	○	○	○	○	
		(3) 掘削の深さ、仕上げ面の状況(はらみ、亀裂、豆板等)の確認		○	○		
		(4) コンクリートの配合、打設数量、強度、打設状況及び養生状況の確認	○	○			
		(5) 目地、水抜き施工状況の確認		○	○		

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
13	石積（張）工、ブロック積工	(1) 基礎栗石、基礎杭、胴木、梯子、（再生）基礎砕石、基礎コンクリートの寸法の確認 (2) 延長、根入り、法長、法勾配の確認 (3) 水抜き孔の位置、数量、寸法、径の確認 (4) 足場、型枠工等の施工状況の確認 (5) 石積（張）の規格、形状、寸法の確認 (6) コンクリートの配合、裏込、胴込、厚さの確認 (7) 目地、はらみ、天端コンクリートの仕上げ、寸法の確認 (8) 野面石、雑割石、空積の間詰砂利の施工状況の確認	○	○	○	○	
14	芝付工	(1) 種類、面積、法長の確認 (2) 被覆土の種類、厚さ、芝串の寸法、芝間隔、寸法、土羽打施工、締め具合の確認 (3) 発芽、発育状況の確認	○	○	○	○	
15	植栽工	(1) 樹種、規格、樹形、本数の確認 (2) 客土の種類、肥料の数量の確認 (3) 支柱の規格、形状、取付け及び結束、防腐処理、養生の確認 (4) 枯木補償の確認	○	○	○	○	
16	遊具施設工	(1) 遊具の安全基準との適合性の確認 (2) 使用材料の適切な品質確保、品質管理の確認	○	○	○	○	
17	下水管布設工	(1) 延長（起終点、各人孔間距離）、管路の縦断勾配、深さの確認 (2) 鏡及び懐中電灯により各人孔間の通り、漏水の有無及び内部清掃の確認 (3) 布設管の内部検査は管内入孔可能な管について目地仕上げ、亀裂、漏水の有無の確認 (4) 管の土被り及び掘削断面の確認 (5) 各管種の規格、形状、寸法、数量、仕上状況の確認 (6) 既設構造物との取合い状況、埋戻土の転圧、路面復旧の確認 (7) 取付管の布設状況の確認	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
18	管更生工	(1) しわ、たるみ等の有無の確認 (2) 内面仕上状況、管口仕上の確認 (3) 管延長の確認 (4) 裏込材の確認 (5) 既設管への取付け状況 (6) 使用材料の品質、規格、形状、寸法、数量の確認法、数量の確認	○	○	○		
			○	○	○		
			○	○	○	○	
			○	○	○		
			○	○	○		
			○	○	○	○	
19	マンホール工 (更生工含む)	(1) 形状、寸法、数量の確認 (2) 基礎工、管口、目地、インバート仕上げ、漏水の有無の確認 (3) 蓋、ブロック等の品質、規格、設置状況（足掛含む）の確認 (4) 路面との調整状況の確認 (5) 裏込材の確認	○	○	○	○	
					○		
			○	○	○		
					○		
			○	○	○		
20	推進工、 シールド工	(1) 使用材料の品質、規格、形状、寸法、数量の確認 (2) 延長、基準高、深さ、管勾配等の確認 (3) 地下湧水、管接合部からの漏水の有無の確認 (4) 立坑の形状、寸法、深さ及び基礎工、土留工、各補助工法等の施工状況の確認	○	○	○		
			○	○	○	○	
					○		
			○	○	○		
21	水門、桶門、 暗渠工	(1) 延長、形状、寸法及び縦断勾配の確認 (2) 基礎工、上下床版及び側壁厚の確認 (3) 鉄筋の形状、寸法、品質、配筋、型枠組立状況の確認 (4) コンクリートの強度、打継目の確認 (5) 通り、目地の仕上げ状況、亀裂及び漏水の有無の確認 (6) 上下流の取合い状況の確認 (7) ゲートの運転試験により止水時による漏水の有無、開閉時の機能の点検及び防汚処理（塗装、仕上げ）状況の確認	○	○	○	○	
			○	○	○	○	
			○	○			
			○	○	○		
					○		
					○		
			○	○	○		
22	ため池工	(1) 延長、基準高、高さ、幅、法長、法勾配、法線等の確認 (2) 築堤材料の品質、規格、数量等の確認 (3) 段切り、締固め状況の確認	○	○	○	○	
			○	○	○		
			○	○			

工 種	検査項目	検査内容	検査方法				備 考
			書	写	目	測	
23	水道管布設工	(1) 材料の品質、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		
		(2) 土被り、掘削断面の確認	○	○			
		(3) 管布設状況、延長、法線、管接合、地下埋設物との離隔等の確認	○	○	○		
		(4) 弁栓類の設置状況、芯出し、傾き、路面との調整状況の確認		○	○	○	
		(5) 仮配管設置及び撤去状況の確認		○	○		
		(6) 水圧テスト結果の確認	○	○			

※別表第2は、各工種の主要と目される部分を記載したものである

別表第3 出来形及び品質検査留意事項（建築）

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1	1. 契約書類の写し (変更契約を含む) 設計図書	(1) 図面及び仕様書により、出来形、出来高を検査する。 (現場説明書及び回答書を含む)	○				関係法令等の確認
一般共通事項	2. 施工体制台帳等 (建設業法) (入札のしおり)	(2) 現場代理人 主任（監理）技術者 施工管理技術者 技能士（特記） 施工体系図 建設業許可の写し 下請け契約書又は注文請書	○				資格者証の写し 実務経験証明書
	3. 官公署への手続き	(3) 官公署への申請・届出書類の確認	○				
	4. 安全確保、環境保全及び発生材の処理等	(4) ①第三者の安全確保 ②現場内外の安全衛生 ③作業従事者の安全衛生 ④周辺環境の保全 ⑤災害及び事故発生に対する処置 ⑥廃棄物等の処理 (関係法令等による)	○	○			新規入場記録 KY活動記録 車検証の写し
	5. 工事関係図書	(5) ①実施工程表、施工管理体制 ②総合施工計画書 工種別施工計画書及び報告書 ③各種資格者証（写し） ④各種施工図等 ⑤各種試験結果 ⑥工事写真 ⑦日報及び工事記録	○	○			交通誘導員の日報

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1	一般共通事項	⑧材料試験成績書 材料規格証明書 出荷証明書等 納品書 試験結果報告書等 ⑨保証書 建築物の保守に関する説明書 機器取扱い説明書 見本 その他					
2	仮設工事	1. 施工状況 施工計画書 (1) 縄張り、ベンチマーク及び遣り方の確認 仮囲い・足場・シートの種類等の確認 (2) 揚重設備の設置届					・労働安全衛生法による届出（足場） ・安全対策
			○	○	○	○	
3	土工事	1. 山留め 2. 根切り 3. 埋戻し及び盛土 4. 残土処分					・土質サンプル ・安全対策 ・再生資源利用計画書並びに同完了報告書
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
4	I 既成コンクリート杭						
地 業 工 事	1. 材料及び工法	施工計画書					
	2. 施工状況	(1) 規格・種類・形状・寸法・工法の確認	○	○	○	○	・JIS工場認定書(写)
		(2) 試験計画書、試験結果報告書	○	○	○	○	・出荷伝票及び納品書
		施工報告書					・溶接技量証明書
		位置・配列・本数・根入れ深さ芯ずれ・支持力・支持地盤					・ボーリングデータ
		杭頭補強、継手の溶接					・土質サンプル
		根固め液、杭周固定液					
		載荷試験（特記）					
	3. 残材処理	・根固め液の圧縮強度 20N/mm ² 以上 ・杭周固定液の圧縮強度 0.5N/mm ² 以上					
地 業 工 事	II 場所打ちコンクリート杭	施工計画書					
	1. 材料及び工法	(1) 鉄筋及びコンクリート工事に準ずる工法の確認	○	○	○	○	・施工管理技術者資格
	2. 施工状況	(2) 試験計画書、試験結果報告書					・溶(圧)接資格
		施工報告書	○	○	○	○	・技能(量)証明書
		根入れ深さ・径・本数					・ボーリングデータ
		コンクリートの余盛					・土質サンプル
		支持地盤の確認					
		載荷試験（特記）					
	3. 残材処理	(3) 産廃処理状況 産廃処理計画書・報告書	○	○			
	III床下防湿層	厚み、重ね巾及びのみ込み深さ	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
5	鉄筋工事	施工計画書					・ミルシート（荷札） ・材料試験（規格品外の場合） ・資格（技量）証明書 ・校正記録
		1. 材料 (1) 種類・規格	○	○	○	○	
		2. 施工状況 (2) 継手・定着・補強筋・かぶり厚	○	○		○	
		3. ガス圧接 (3) 外観試験・抜き取り試験 ・超音波探傷試験報告書 ・引張試験報告書（特記） ・技量試験（特記）	○	○	○	○	
		4. 機械式継手 (4) 工法（特記）	○	○			
6	コンクリート工事	施工計画書					・JIS工場認定書（写） ・納品伝票 ・塩化物量 ・アルカリ総量 ・温度補正 ・混和剤 ・供試体の本数及び養生方法 ・型枠の存置期間
		1. 材料 (1) 品質、配合計画書	○	○	○	○	
		2. 施工状況 (2) 打継ぎ・養生 表面仕上がり状況等 型枠の種類・スリーブの材料 各種試験結果表 セパ処理 仕上がり精度	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
7		施工計画書					
鉄骨工事	1. 工場の資格	(1) 認定工場（指定のある場合）	○				・溶接技能者の資格 ・技 量 証 明 書 (写) 非破壊検査は第三者機関による ・製作工場の表示 ・錆止め塗料の種類(特記) ・計測器の校正記録 ・工場自主検査記録
	2. 工作	(2)、施工図 加工・組立 UT検査	○	○			
	3. 材料	(3) 材質・形状 寸法（高力ボルト共） ミルシート、引張試験表（高力ボルト）	○	○	○	○	
	4. 施工状況	(4) 建方精度 高力ボルトの締め付け状況 ボルトの余長、マーキングの確認 ブレースの緊張状況 塗装(防錆)、膜厚 耐火被覆、現場溶接 建方報告書、溶接試験結果表 スタッド曲げ試験	○	○	○	○	
8	I 補強コンクリートブロック造	施工計画書					
押出成形セメント板工事 コンクリートブロック・ALCパネル・	1. 材料	(1) 種類・厚さ コンクリート・鉄筋	○	○	○	○	検査方法は、鉄筋及びコンクリート工事に準じる
	2. 施工状況	(2) 配筋・継手・端部の固定状況 目地詰め・がりよう	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
	II A L C パネル 1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 材料 規格・形状・寸法 取付金物の材質 シーリング材の種類	○	○	○	○	・耐火目地材 (耐火構造)
	III 押出成形 セメント板 1. 材料 2. 施工状況	(2) 施工状況 開口部補強 <u>シーリング材の施工</u> 溶接部の処理 防錆処理	○	○	○	○	
9	I アスファルト防水 1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 工法及び工程 (2) 下地状況 立上り・入隅・出隅 ・ドレン・パイプ回りの処理 水溜りの有無	○	○	○	○	・保証書 ・水張試験(特記) ・シール材の種類 ・配管類の防水 ・端部の締付け ・伸縮目地(保護層)の位置
防水工事	II 合成高分子系ルーフィングシート防水 1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 種別及び工程 (2) 下地状況 立上り・入隅・出隅 ・ドレン・パイプ回り ・継目等の処理 フクレ・水溜りの有無 ・重ね巾の確認	○	○	○	○	・保証書 ・水張試験(特記)

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
9	Ⅲ 塗膜防水	施工計画書					
防水工事	1. 材料	(1) 種別及び工程	○	○	○	○	・保証書 ・水張試験（特記） ・材料の使用量
	2. 施工状況	(2) 下地状況 ・立上り、入隅、出隅、ドレン、 パイプ回りの処理 ・フクレ、水溜り、 ピンホールの有無、塗厚さ ・補強クロスの重ね巾	○	○	○	○	
	Ⅳ シーリング						
	1. 材料	(1) 種類・規格・有効期限	○	○	○	○	・被着体との 適合性 ・接着性試験 （特記）
	2. 施工状況	(2) 硬化状態・接着状態・厚さ フクレ	○	○	○	○	
10		施工計画書					
石工事	1. 材料	(1) 種類・色調・形状・寸法	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 工法 施工図 取付け金物の種類及び取付状態 仕上げの種類・養生・清掃	○	○	○	○	
11		施工計画書					
タイル工事	1. 材料	(1) 種類・形状・寸法 施工図・見本	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 工法・仕上り・目地詰め 割れ・引張試験・浮き・清掃 養生時間（期間） 引張試験結果報告書 ・引張接着強度（屋外） 0.4N/mm2 以上 ・型枠先付けの場合 0.6N/mm2 以上	○	○	○	○	打診

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 2	木 工 事	施工計画書					・ホルムアルデヒド放散量（特記） ・含水率（特記）
		(1) 種類・寸法・ 施工図・JAS の確認 防腐、防蟻処理（特記）	○	○	○	○	
		2. 施工状況					
		(2) 工法及び取付け 仕上り・養生 金物取り付け状態（構造用） 床鳴りの有無（歩行確認）	○	○	○	○	
1 3	屋 根 及 び と い 工 事	I 屋根工事					風圧力（特記） 積雪荷重（特記）
		1. 材料	○	○	○	○	
		2. 施工状況	○	○	○	○	
		(2) 棟・けらば・軒先 傷・汚れ					
		II とい工事					
		1. 材料	○	○	○	○	
		2. 施工状況	○	○	○	○	
		(2) とい受け金物 下り止め 防露材					
1 4	金 属 工 事	施工計画書					品質証明書（特記） ボルトの余長（手すり及びタラップ）
		1. 材料	○	○	○	○	
		2. 加工状況	○	○	○		
		3. 施工状況	○	○	○	○	
		(3) 軽量鉄骨天井、壁下地の溶接跡処理 及び天井振れ止め及び下り壁部分の 補強の有無 開口部補強 手すり（高さ） 笠木等取り付け状況					

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
15	I 左官工事	施工計画書					・製造所の仕様 ・打診
左 官 工 事	1. 材料	(1) 品質(混和剤・有効期限)	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 浮き・亀裂・仕上げ状態・塗厚	○	○	○	○	
	II 吹付工事 (ロックウール共)	施工計画書					
	1. 材料	(1) 材質・品質・配合・厚さ	○	○	○	○	・製造所の仕様 ・見本塗り
	2. 施工状況	(2) 下地調整 吹きむら・模様くずれ・浮き ピンホール・亀裂・剥離 造膜不良 ・確認ピン（ロックウール）	○	○	○	○	
16	I 金属	施工計画書、施工図					・製作所の仕様 ・工場自主検査 記録
建 具 工 事	1. 材料及び 金物の種類	(1) 材質・規格・形状・寸法 付属金物	○	○			
	2. 施工状況	(2) 性能・機能 建付、きず、清掃、作動確認 鋼板類の厚さ、性能試験報告書	○	○	○	○	
	II 木	施工計画書、施工図					
	1. 材料及び金 物の種類	(1) 材質 形状・寸法・含水率・付属金物	○	○	○	○	・工場自主検査 記録
	2. 施工状況	(2) 機能 建付・そり・きず・ひずみ・ 作動確認	○	○	○	○	
	III ガラス	施工計画書					・工場自主検査 記録
	1. 材料	(1) 種類・厚さ 網入硝子の防錆処理 留材の種類	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 取り付け状態 損傷、清掃	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
16	IVシャッター (オーバーヘッドドア共)	施工計画書、施工図 (1) 規格・材質・形式・寸法 (2) 機能 取り付け状況・作動確認	○	○	○	○	・工場自主検査記録 ・防火防煙(特記) ・安全装置(電動式)
建具工事							
17	カーテンウォール工事	施工計画書 (1) 材質・規格・形状・寸法 性能(特記) (2) 取り付け金物 溶接部の防錆処理 取付許容値	○	○	○	○	・工場自主検査記録
18	塗装工事	施工計画書 (1) 規格・種類・品質 (2) 色むら、刷毛目、汚れ、しわ 亀裂、ふくれ、ピンホール ちぢみ、含水率、PH 塗布量の管理 養生時間(期間)の管理	○	○	○	○	・製造所の仕様 ・塗り工程(見本塗り) ・ホルムアルデヒド 放散量(特記)

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
19	I 張付床材	施工計画書					
内 装 工 事	1. 材料	(1) 品質・種類・厚さ・柄・工法	○	○	○	○	・ホルムアルデヒド放散量（特記）
	2. 施工状況	(2) 不陸・浮き・目違い・下地状況	○	○	○	○	
	II 合成樹脂塗り床	施工計画書					
	1. 材料	(1) 品質・種類	○	○	○	○	・ホルムアルデヒド放散量（特記）
	2. 施工状況	(2) 不陸・しわ・気泡・白化 接着不良・下地状況 使用量報告書	○	○	○	○	
	III 石こうボードその他合板張り	施工計画書					
	1. 材料	(1) 品質・種類・寸法	○	○	○	○	・ホルムアルデヒド放散量（特記） ・防火材料の認定表示 ・JAS マーク
	2. 施工状況	(2) 目違い・不陸・目地の通り 小ねじ釘等の材質及びピッチ 釘等の頭のくぼみ処理	○	○	○	○	
	IV フローリング張り	施工計画書					
	1. 材料	(1) 品質・種類・材質・寸法・工法	○	○	○	○	・ホルムアルデヒド放散量（特記） ・フローリングの日本農林規格
	2. 施工状況	(2) 浮き・不陸・表面仕上 床鳴り（歩行確認）	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
19	V 壁紙張り	施工計画書					
内装工事	1. 材料	(1) 品質・種類	○	○	○	○	・ホルムアルデヒド放散量 (特記) ・防火材料の認定表示
	2. 施工状況	(2) 浮き・はがれ・ふくれ・しわ 破れ・汚れ	○	○	○	○	
	VI 畳敷き	施工計画書					
	1. 材料	(1) 種別	○	○	○	○	・防虫処理 (特記) 公共住宅共通仕様書
	2. 施工状況	(2) 段違い・隙間・不陸・畳表の傷 汚れ・取手・各部取合いの納まり	○	○	○	○	
	VII カーペット敷き	施工計画書					
	1. 材料	(1) 品質・種類・厚さ	○	○	○	○	・帯電防止（特記） ・防炎性能表示
	2. 施工状況	(2) 工法(接着・グリッパー) 浮き・継目処理・出隅・入隅 汚れ	○	○	○	○	
	VIII 断熱・防露	施工計画書					
	1. 材料	(1) 種類・厚さ	○	○	○	○	・現場保管状況 ・製造所の仕様
	2. 施工状況	(2) 工法・継目処理・欠損の有無 コーン跡処理	○	○	○	○	
20	I ユニット工事等	施工計画書					
ユニット及びその他工事	1. 材料	(1) 種類・色・形状・寸法・数量・仕様（特記）	○	○	○	○	・製造所の仕様 ・工場自主検査記録 ・品質証明書
	2. 施工状況	(2) 仕上がり・作動確認・取付方法 傷の有無	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
20	II プレキャスト コンクリート 工事	施工計画書					・工場自主検査 記録
ユニット及びその他工事	1. 材料	(1) 鉄筋径・取付金物 コンクリート配合計画書	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 形状・寸法・仕上げ・傷 ひずみ・気泡	○	○	○	○	
	III 間知石及び コンクリート 間知ブロック 積み	施工計画書					
	1. 材料	(1) 材質・形状・寸法	○	○	○	○	品質証明書
	2. 施工状況	(2) 高さ・幅・長さ・勾配・汚れ	○	○	○	○	
21	1. 材料	施工計画書 (1) 規格・種類・形状・寸法・数量	○	○	○	○	泥だめ深さ 150mm以上 通水試験
排水工事	2. 施工状況	(2) 勾配 枳(蓋共)の損傷 排水管と枳接合部のモルタル詰	○	○	○	○	
22	I 共通事項	施工計画書	○				
舗装工事 (構内舗装を対象)	II 路床・路盤	(1) 種別・規格・厚さ・締固め CBR試験(特記) 路床締固め度試験 JISA1214による試験(特記) 砂の粒度試験 JISA1210による試験(特記)	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 2	Ⅲ アスファルト舗装						
舗装工事 (構内舗装を対象)	1. 材料	(1) 各材料の種別及び数量 配合計画書、品質証明書	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 平坦性・勾配・締固め 敷均し時の温度・舗装厚 面積測定 コア抜き試験、2,000 m ² 以下 3 か所、抽出試験（特記） 敷均し時の温度 110 度以上	○	○	○	○	
	Ⅳ コンクリート舗装						
	1. 材料	(1) 強度 配合計画書、 コア抜き試験結果報告書	○	○	○	○	コア抜き試験 500 m ² ごと 1 か 所
	2. 施工状況	(2) 平坦性・勾配・目地処理 舗装厚・面積測定	○	○	○	○	
	Ⅴ ブロック系舗装						
	1. 材料	(1) 材質・種類・形状・寸法	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 平坦性・クッション材の厚さ	○	○	○	○	
2 3		施工計画書					
植栽工事	1. 材料	(1) 種類・数量・高さ・幹周 枝張り	○	○	○	○	・枯木補償書 ・支柱の種類 (特記)
	2. 植栽状況	(2) 樹姿・保護・養生	○	○	○	○	・透水性及び土 壤硬度の確認

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
24	1. 一般事項	施工計画書、施工報告書					
解体撤去工事		(1) 仮設工事の内容 (2) 解体手順及び方法 (3) 建設廃棄物の処理 (4) 特別管理産業廃棄物の処理 (5) アスベスト含有建材の除去及び処理 (6) 電気・ガス・給排水管の切断処置及び安全確認 (7) 残存建物の処置 及び解体跡地の安全確認 (8) 施工中の安全確保 (9) 施工中の環境保全 確認書類及び法令 ・ 許可書(写) ・ 建設リサイクル法 ・ 廃棄物処理法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 大気汚染防止法 ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ・ 建設副産物適正処理推進要綱 ・ 建築基準法 ・ 労働安全衛生法 ・ その他関係法令等	○	○	○	○	
25	1. フェンス	(1) 種類・各寸法(基礎・網目共)	○	○	○	○	・製作所の仕様 公共住宅共通仕様書
その他工事		延長・鋼材・切断小口処理 基礎のぐらつき 門扉の可動状態 ・ 構成部材 JISA6518 (特記) ・ ひし形金網 JISG3552 (特記)					

※別表第3は、各工種の主要と目される部分を記載したものである。

別表第4 出来形及び品質検査留意事項（設備）

全設備工事共通事項							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 一般共通事項 （電気・機械 設備）	1. 契約書の写し 変更契約書の写し 設計図書	(1) 設計図書に基づき検査する	○	○	○	○	
	2. 配置技術者届 施工体系図 施工体制台帳	(1) 施工体系図、建設業許可証の写し、下請契約書、経歴書、資格内容の確認	○				
	3. 主要資材	(1) (建築) メーカーリストと整合の確認 (プラント) 機器製作会社承諾書の確認	○				
	4. 実施工程表	(1) 進捗状況及び出来高の確認 (2) 主要機器の搬入時期及び据付時期 (3) 各種試験の実施時期 (4) 試運転調整期間	○ ○ ○ ○				
	5. 官公庁への手続き	(1) 官公庁への届け出書類 (2) 工事实績情報の登録（コリンズ）	○ ○				
	6. 発生材	(1) 発生材の処理方法（有価物含む） (2) 特別管理産業廃棄物の有無（PCB等）	○ ○	○ ○			
	7. 施工計画書	(1) 施工体制 (2) 現場仮設計画 (3) 施工方法（工種別施工計画） (4) 品質管理計画 (5) 検査計画 (6) 写真計画 (7) 安全管理計画 (8) 公害対策 (9) 災害発生時に対する処置方法	○				
	8. 施工図 機器承諾図	(1) 関連工事との取り合い (2) 設計図書との整合	○				
	9. 予備品 付属品	(1) 工種別、規格別、機材別数量確認	○		○		

全設備工事共通事項							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 一般共通事項 (電気・機械 設備)	10. 機器搬入記録		○	○			
	11. 工事打合せ書	(1) 監督員との協議事項 (2) 設計変更、現場変更処理 の状況	○ ○				
	12. 完成図書	(1) 自主検査記録（施工中、 完成時） (2) 試験成績書（種類、項目 等） (3) 完成図（機器、工事共） (4) 取扱説明書 (5) 工事写真	○ ○ ○ ○				

建築電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 配管配線工事等	1. 配管 地中配管	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 認定工法の施工要領書
		(2) 配管の接続状況の確認		○	○		
		(3) 配管の支持間隔、取付状況の確認及び他の設備配管等との取合状況の確認		○	○	○	
		(4) ボックス等の位置及び取付状態の確認		○	○		
		(5) 管端口の処置の確認		○	○		
		(6) 防火区画等貫通部の施工状態の確認	○	○	○	○	
		(7) 各場所接地工事の確認		○	○		
		(8) 埋設管の施工状況及び埋設シート、埋設標の確認		○	○	○	
		(9) 掘削及び埋戻しの確認		○	○	○	
		(10) ハンドホール据付状況の確認		○	○	○	
		(11) 建柱状況の確認		○	○	○	
	2. 配線 架空配線	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 接続材料の要領書 材料承諾書 測定記録、成績書 成績書
		(2) 接続及び絶縁処理状態の確認	○	○	○		
		(3) 支持方法及び支持間隔の確認		○	○	○	
		(4) 高低圧及び他の工作物との離隔距離の確認		○	○	○	
		(5) ガスその他の配管との保安処理の確認		○	○	○	
		(6) 末端処理の確認	○	○	○		
		(7) 絶縁抵抗の測定	○	○		○	
		(8) 色別の確認		○	○		
		(9) 高圧配線の耐圧試験	○	○		○	
		(10) 表示の確認		○	○		
	3. 塗装	(1) 種類の確認	○	○			材料の規格資料及び施工要領書
		(2) 塗装施工状況の確認	○	○	○		
4. 設備基礎等	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		配合報告書、伝票、ミルシート等	
	(2) 仕上げ状態の確認		○	○			

建築電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 盤関係工事	1. 盤・ボックス	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認 (2) 位置と取付及び据付状態の確認 (3) 外観及び塗装の確認 (4) 内部配線状態及び清掃の確認 (5) 機能試験 (6) 接地の確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書
3 接地工事	1. A,B,C 及び D 種	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 埋設極の位置の確認 (3) 接地線の保護の確認 (4) 埋設部分の埋戻し状態の確認 (5) 各接地の埋設表示の確認 (6) 接地抵抗の測定	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	搬入写真等 測定記録
4 電灯コンセント工事	1. 電灯、コンセント、スイッチ、その他	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 位置と取付状態の確認 (3) 配線と器具類との接続状態の確認 (4) 各種試験、照度測定結果の確認 (5) 各種接地工事の確認 (6) 外観及び塗装の確認 (7) 外灯柱基礎の確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	搬入写真等 測定記録（点灯、極性等） 耐風圧計算
5 動力設備工事	1. 設備機器（電動機、その他）	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認 (2) 位置と取付及び据付状態の確認 (3) 運転状態（振動、騒音、過熱、安全性等）の確認 (4) 各種接地工事の確認 (5) 外観及び塗装の確認 (6) 機能試験	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	搬入写真等 運転記録 試験成績書

建築電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
6 受変電設備工事	1. 配電盤、キュービクル	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 機器完成図
		(2) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認		○	○	○	
		(4) 母線相互の離隔距離の確認	○	○		○	
		(5) 内部配線状態及び清掃の確認		○	○		
		(6) 施錠装置及び危険表示板等安全装置の確認		○	○		
		(7) 機能試験	○	○	○	○	
		(8) 絶縁及び耐圧試験	○	○		○	
		(9) 接地の確認		○	○		
		(10) 保護協調の確認	○				
		(11) 取扱説明書の確認	○		○		
	2. 遮断器 開閉器	(1) 型式、容量、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 成績書
		(2) 取付及び据付状態の確認		○	○		
		(3) 電路と接続状態の確認		○	○		
		(4) 動作状態の確認	○	○	○		
	3. 設備機器 (変圧器、コンデンサ、その他)	(1) 型式、規格、容量、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 試験成績書 運転記録
		(2) 取付及び据付状態の確認		○	○		
		(3) 機能試験	○	○		○	
		(4) 運転状態（異音、異臭、安全性等）の確認	○	○	○		
	4. 継電器、計器	(1) 型式、規格、数量の確認	○	○	○		完成図等 動作記録
		(2) 取付及び配線状態の確認		○	○		
		(3) 動作状態の確認	○	○	○		
	5. 接地工事	(1) 各種接地工事の確認		○	○		

建築電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
7 電力貯蔵設備 工事	1．直流電源設備、交流無停電電源装置	(1) 型式、規格、容量、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録
		(2) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認		○	○	○	
		(4) 内部配線状態及び清掃の確認		○	○		
		(5) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(6) 絶縁試験	○	○		○	測定記録、成績書
		(7) 接地の確認		○	○		
		(8) 運転状態（異音、異臭、安全性等）の確認	○	○	○		運転記録
		(9) 取扱説明書の確認	○		○		
8 発電設備工事	1．発電設備機器	(1) 型式、規格、容量、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録
		(2) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認		○	○	○	
		(4) 内部配線状態及び清掃の確認		○	○		
		(4) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(5) 運転状態の確認（騒音、振動、安全性等）	○	○	○	○	運転記録
		(6) 絶縁及び耐圧試験	○	○		○	測定記録、成績書
		(7) 接地の確認		○	○		
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		

建築電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
8 発電設備工事	2. 配管 (燃料、空気) (排気、水)	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 配管接続状況の確認 (3) 配管の支持間隔、取付状況及び他の設備配管等との取合状況の確認 (4) 防火区画等貫通部の施工状態の確認 (5) 建築物導入部、エキスパンジョイント部の確認 (6) 配管相互及び他設備との離隔の確認 (7) 保温の施工状況の確認 (8) 各種試験	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 認定工法の施工要領書 材料承諾書等 搬入写真等 試験成績書
9 通信情報設備工事 (テレビ、拡声、インターホン、構内交換、火災報知、その他)	1. 機器 (増幅器、受信機、インターホン、構内ネットワーク機器、ゲートウェイ、交換装置等)	(1) 型式、規格、形状、寸法、系統、容量、数量、製造番号の確認 (2) 位置と取付及び据付状態の確認 (3) 外観及び塗装の確認 (4) 接続状態及び清掃の確認 (5) 機能試験 (6) UTP ケーブル及び光ファイバーケーブルの伝送品質測定 (7) 取扱説明書の確認	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 耐震計算書、引抜検査記録 試験成績書 測定記録
10 雷保護設備工事	1. 突針、導線、接地極	(1) 種類、形状、寸法、構造、数量の確認 (2) 突針、導線の位置及び取付状態の確認 (3) 外観及び塗装の確認 (4) 導線の支持間隔の確認 (5) 接地工事の確認 (6) 離隔及び保護の確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 耐震計算書 測定記録

建築電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
11 中央監視制御 設備工事	1．警報盤、監視 操作装置、信号処 理装置、記録装置	(1) 形式、規格、形状、寸法、 容量、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録
		(2) 位置と取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認		○	○		
		(4) 接続状態及び清掃の確認		○	○		
		(5) 制御画面(CRT)及び帳票 の確認	○	○	○		試験成績書
		(6) UTP ケーブル及び光ファ イバーケーブルの伝送品 質測定	○	○		○	測定記録
		(7) 機能及び性能試験（表示 状態含む総合動作確認）	○	○	○	○	試験成績書
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		

建築機械設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 配管工事等	1. 配管 埋設配管	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 認定工法の施工要領書 材料承諾書等
		(2) 配管接続状況の確認		○	○		
		(3) 配管の支持間隔、取付状況及び他の設備配管等との取合状況の確認		○	○	○	
		(4) 防火区画等貫通部の施工状態の確認	○	○	○	○	
		(5) 建築物導入部、エキスパ ンジョイント部の確認	○	○	○	○	
		(6) 排水管及び通気管の勾配の確認		○	○	○	
		(7) 配管相互及び他設備との離隔の確認		○	○	○	
		(8) 掘削及び埋戻しの確認		○	○		
		(9) 埋設シート等の施工状態の確認		○	○	○	
		(10) 防食処置の確認		○	○		
		(11) 水圧試験、気密試験	○	○	○	○	
	2. 保温	(1) 種類、規格、形状、寸法の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 防火区画等貫通部の施工状態の確認		○	○	○	
	3. スリーブ	(1) スリーブの大きさ、位置、補強の確認		○	○	○	
	4. 塗装	(1) 種類の確認	○	○			材料の規格資料及び施工要領書
		(2) 塗装施工状況の確認	○	○	○		
	5. 設備基礎等	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		配合報告書、伝票、ミルシート等
		(2) 仕上げ状態の確認		○	○		

建築機械設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 給排水衛生設備工事	1. 給水設備 揚水設備等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 水量調整良否及び漏水の確認		○	○		
		(5) メーター、弁、ボックス等位置及び仕上の確認		○	○	○	
		(6) 水質試験	○	○		○	分析結果報告書
		(7) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		
	2. 衛生器具 排水設備等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 汚水桝据付の確認及びインパート施工状況		○	○		
		(5) 通水状態の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(6) 防火区画等貫通部の施工状態の確認	○	○	○		認定工法の施工要 領書
		(7) 機能試験及び満水試験	○	○	○	○	試験成績書
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		
	3. 温水発生機等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(5) 安全装置の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(6) 取扱説明書の確認	○		○		

建築機械設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 給排水衛生設備工事	4. 排気筒	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観の状態の確認		○	○		
		(3) 接続状態の確認		○	○		
		(4) 排気筒の支持間隔、取付状況及び他の設備配管との取合状況の確認		○	○	○	
	5. 消火設備	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書 試験成績書
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	
		(4) 機能試験	○	○	○	○	
		(5) 安全装置の確認	○	○	○	○	
		(6) 取扱説明書の確認	○		○		
	6. タンク	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 機器完成図等 試験成績書
		(2) 付属品の確認		○	○		
		(3) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(4) 位置と取付及び据付状態の確認		○	○	○	
		(5) 吐水口及び排水口空間と防虫網の確認	○	○	○	○	
		(6) 各種試験の確認	○	○	○	○	
		(7) 消毒の確認	○	○			

建築機械設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
3 空気調和設備 工事	1．空調及び換気 設備 温水発生機、冷凍 機、換気ファン、 送風機、空冷ヒー トポンプエアコ ン等	(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確 認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 給気口や排気口位置の確 認	○	○	○	○	
		(5) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(6) 安全装置の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(7) 取扱説明書の確認	○		○		
		(8) 付属品の確認		○	○		
	2．自動制御設備	(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確 認		○	○		
		(3) 位置、取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(5) 絶縁抵抗の測定	○	○		○	測定記録
		(6) 接地の確認		○	○		
		(7) 防火区画等貫通部の施工 状態の確認	○	○	○	○	認定工法の施工要 領書
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		
4．冷却塔	(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認	○	○	○	○	搬入写真等	
	(2) 外観及び塗装の状態の確 認		○	○			
	(3) 位置と取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録	
	(4) 機能試験及び飛散、騒音 の確認	○	○	○	○	試験成績書	
	(5) 取扱説明書の確認	○		○			

建築機械設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
3 空気調和設備 工事	5. 煙道	(1) 種類、形状、寸法、数量 の確認 (2) 外観の状態の確認 (3) 煙道接続状態の確認 (4) 煙道の支持間隔、取付状 況及び他の設備配管等との 取合状況の確認 (5) 勾配の確認	○	○	○	○	搬入写真等
	6. ダクト ダンパ 吹出口 吸込口	(1) 種類、形状、寸法、数量 の確認 (2) 外観及び塗装の状態の確 認 (3) ダクト接続状態の確認 (4) ダクトやダンパ等の支持 間隔、取付状況及び他の設備 配管等との取合状況の確認 (5) 防火区画等貫通部の施工 状態の確認	○	○	○	○	搬入写真等 防火ダンパ等の機 器完成図
4 ガス設備工事		(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認 (2) 外観及び塗装の状態の確 認 (3) 位置と取付及び据付状態 の確認 (4) 気密試験及び点火試験結 果の確認 (5) 防火区画等貫通部の施工 状態の確認 (6) 建築物導入部、エキスパ ンジョイント部の確認 (7) 取扱説明書の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書

建築機械設備工事								
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考	
			書	写	目	測		
5 昇降機設備工事	1. エレベータ等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等	
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○			耐震計算書、引抜 検査記録
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○		
		(4) 配管、配線の接続状態の確認		○	○			
		(5) 配管及び配線の支持間隔、取付状況の確認		○	○	○	測定記録、成績書 試験成績書 試験成績書	
		(6) 絶縁抵抗の測定	○	○		○		
		(7) 運転状態の確認	○	○	○	○		
		(8) 安全装置動作の確認	○	○	○	○		
		(9) 取扱説明書の確認	○		○			

プラント機械電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 機器製作工事	1. ポンプ ブロワ 送風機 制水扉 空気圧縮機 配電盤 脱水機 等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	工場試験成績書、ミルシート等
		(2) 塗装の確認	○	○	○	○	工場試験成績書
		(3) 性能の確認	○	○	○	○	〃
		(4) 銘板の確認		○	○		
		(5) その他各種検査の確認	○	○	○	○	工場試験成績書
2 据付工事	1. 機器据付工事	(1) 基礎ボルト施工状況の確認	○	○	○		材料承諾書等
		(2) 引張強度検査	○	○		○	耐震計算書、引抜検査記録
		(3) 据付精度	○	○		○	据付記録
	2. 設備架台工事	(1) 規格、形状、寸法、構造、数量の確認	○	○	○	○	ミルシート等
		(2) 基礎ボルト施工状況の確認	○	○	○		材料承諾書等
		(3) 引張強度検査	○	○		○	耐震計算書、引抜検査記録
	3. 設備基礎工事	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	配合報告書、伝票、ミルシート等
		(2) 基礎アンカー施工状況の確認	○	○	○		耐震計算書、引抜検査記録
		(3) 仕上げ状態の確認		○	○		
	4. 配管工事	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 配管接続状況の確認		○	○		
		(3) 支持方法及び支持間隔の確認		○	○	○	
		(4) 防火区画等貫通部の施工状態の確認	○	○	○	○	認定工法の施工要領書
		(5) 建築物導入部、エキスパンジョイント部の確認	○	○	○	○	材料承諾書等
		(6) 排水管の勾配の確認		○	○	○	
(7) 配管相互及び他設備との離隔の確認			○	○	○		
(8) 各種試験		○	○	○	○	試験成績書	
(9) 貫通部保護の確認			○	○	○		

プラント機械電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 据付工事	5. ダクト工事	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 防火ダンパ等の機器完成図
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) ダクト接続状態の確認		○	○		
		(4) ダクト支持方法及び支持間隔の確認		○	○	○	
		(5) 防火区画等貫通部の施工状態の確認	○	○	○		
		(6) 貫通部保護の確認		○	○	○	
	6. 塗装工事	(1) 種類、規格の確認	○	○	○		材料の規格資料等
		(2) 塗装工程の確認		○	○	○	
		(3) 仕上げ状況の確認		○	○	○	
		(4) 各種明示の確認		○	○		
	7. 配線路工事	(1) 種類、形状、寸法、構造、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 他設備との離隔の確認		○	○	○	
		(3) 配管接続状態の確認		○	○		
		(4) 支持方法及び支持間隔の確認		○	○	○	
		(5) 貫通部保護の確認		○	○		
		(6) ケーブルラックの伸縮対策の確認		○	○	○	
(7) 埋設管の施工状況及び埋設シート、埋設標の確認			○	○	○		
8. 配線・接地工事		(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	
	(2) 支持方法及び支持間隔の確認		○	○	○		
	(3) 銘板、表示の確認		○	○			
	(4) 高圧ケーブルの絶縁耐力試験	○	○		○		
	(5) 絶縁抵抗の測定試験	○	○		○		
	(6) ネジ増締め状況の確認	○		○			
	(7) 接地抵抗の測定	○	○		○		

プラント機械電気設備工事							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
3 試運転調整工 事	1. 共通	(1) 処理能力の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(2) 振動、騒音の測定	○	○		○	測定記録
		(3) 性能、機能の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(4) 組み合わせ試験	○	○	○	○	〃
		(5) 保護装置試験	○	○	○	○	〃
	2. 機械設備	(1) 軸受けの振動、温度測定	○	○		○	試験成績書
		(2) 効率測定	○	○		○	〃
	3. 駆動機関 配電盤	(1) 燃料消費率試験	○	○		○	試験成績書
		(2) 軸受けの振動、温度測定	○	○		○	〃
		(3) 排気ガスの温度測定	○	○		○	〃
		(4) 効率測定	○	○		○	〃
		(5) 負荷変動試験	○	○	○	○	〃
	4. 直流電源装置 (CVCF 含) 発電設備	(1) 実負荷試験	○	○	○	○	試験成績書
		(2) 動作試験	○	○	○	○	〃
	5. 計装品	(1) 測定精度試験	○	○		○	試験成績書
		(2) 収支試験	○	○		○	〃

※別表第5は、各工種の主要と目される部分を記載したものである。

明石市工事成績評定要領

(本文のみ)

明石市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定。以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づく工事成績の評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評定対象の工事)

第2条 評定は、要綱第11条第2項に規定する工事以外の工事について行うものとする。ただし、第4条第4項については、当初請負金額が1件1,000万円未満の工事には適用しない。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第38条に規定する検査員及び同規則第34条に規定する監督職員とする。

2 監督職員は、工事成績の評定結果について工事主管課長の承認を受けるものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。ただし、施工時期、場所及び工事主管課が同一である工事その他の関連性の高い工事が2以上あるときは、当該工事のうち主たる工事について一括評定を行うことができる。

2 評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、評定者ごとの的確かつ公正に行うものとする。この場合において、評定者となる監督員又は検査員が複数いるときは、それらの者が協議の上行うものとする。

3 評定者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める基準に基づき、当該各号に定める工事成績表により評定を行うものとする。

(1) 土木工事 評定運用基準表（土木）（別表第1） 工事成績表（土木）（様式第1号）

(2) 建築工事 評定運用基準表（建築）（別表第2） 工事成績表（建築）（様式第2号）

(3) 設備工事 評定運用基準表（設備）（別表第3） 工事成績表（設備）（様式第3号）

4 評定にあたっては、次の各号に掲げる施工プロセスチェックリストを考慮するものとする。

(1) 土木工事 施工プロセスチェックリスト 土木（別紙—1）

(2) 建築工事、建築設備工事 施工プロセスチェックリスト 建築・建築設備
(別紙―2)

(3) プラント設備工事 施工プロセスチェックリスト プラント設備 (別紙―
3)

(評定の区分)

第5条 評定の区分は、次に掲げるとおりとする。

ランク	A (特に優れて いる)	B (優れている)	C (普通である)	D (やや劣る)	E (劣る)
評定点	100～85	84～75	74～65	64～55	54～

(評定点の通知)

第6条 工事検査を所管する課長又は担当課長(以下「工事検査担当課長」という。)

(工事検査担当課長を置かない場合にあっては、財務室長。以下同じ。)は、評
定を行った工事の受注者に対し、前条の規定による評定点を書面(工事成績評定
表)により通知するものとする。

(評定点の修正)

第7条 工事検査担当課長は、第6条の通知を行った後、瑕疵が判明した場合等で
修正すべきと認める場合は、当該評定点を修正することができる。

2 前条の規定は、前項の修正が完了したときの通知及び公表について準用する。

(評定点の公表)

第8条 第6条の規定に基づき受注者に通知した評定結果を工事検査担当のホーム
ページへの掲載による方法により公表するものとする。ただし、一括評定の副工
事は除く。

2 掲載の内容は、工種、工事名、受注者名、請負金額、工期、完成検査日、評定
結果及びその他とする。

3 掲載は、完成検査の完了した日の翌月に行うものとし、掲載期間は翌年度の同
一月の掲載の更新日までとする。

附 則 (平成16年6月8日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

(明石市工事成績評定要領等の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 明石市工事成績評定要領(平成5年10月1日制定)

(2) 工事成績評定点通知実施要領(平成10年4月1日制定)

附 則(平成21年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第1項及び第3項並びに第7条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月26日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月24日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項及び第4項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日制定）

（施行期日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 12 日制定）

（施行期日）

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第 6 条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日制定）

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

明石市施工プロセスチェックリスト
に基づくチェック実施要領
(本文のみ)

明石市施工プロセスチェックリストに基づくチェック実施要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市工事監督要項（平成31年3月14日制定）第4条第1項に規定する施工に必要な書類等である施工プロセスチェックリストに基づくチェックの実施（以下「プロセスチェック」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(プロセスチェック対象の工事)

第2条 プロセスチェック対象の工事は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）第52条第1号に規定する工事とする。

(プロセスチェックの方法)

第3条 監督職員は、工事の着手前、施工中、変更時及び完成時において、契約書、設計図書、施工に必要な書類及び現場の状況等を踏まえ、プロセスチェックを行うものとする。

2 プロセスチェックを行う者は、その結果を施工プロセスチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に記入しなければならない。

3 監督職員は、必要に応じ次の各号に掲げる処理を行わなければならない。

（1）プロセスチェックにおいて、その内容に不備があった場合は、受注者に口頭指示を行うものとする。

（2）口頭指示により改善がみられない場合は、受注者に文書による注意を行うものとする。

4 プロセスチェックに疑義が生じた場合は、監督員がプロセスチェックを行った場合は、工事主管課の長（以下「主管課長」という。）又は主任監督員、主任監督員がプロセスチェックを行った場合は、主管課長の確認のうえ行うものとする。

5 チェックリストは、完成検査まで監督職員が管理する。

6 監督職員は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるチェックリストによりプロセスチェックを行うものとする。

（1）土木工事 施工プロセスチェックリスト（土木） （別記－1）

（2）建築工事又は建築設備工事 施工プロセスチェックリスト（建築・建築設備） （別記－2）

（3）プラント設備工事 施工プロセスチェックリスト（プラント設備） （別記－3）

(プロセスチェックの結果)

第4条 プロセスチェックの結果は、検査における基礎資料とするため、規則第41条に規定する検査を執行する場合、検査に立会する監督職員が確認のうえ、規則第38条に規定する検査員に提出するものとする。

2 プロセスチェックの結果は、明石市工事成績評定要領に規定する評定における基礎資料とする。

3 プロセスチェックの結果は、完成検査終了後、総務局財務室工事検査担当において保管するものとする。

4 前項に規定する、チェックリストの保管は、規則第39条第1号に規定する専任検査員が検査する検査を対象とし、それ以外のチェックリストは、工事主管課において保管するものとする。

(委任)

第5条 この要領に規定するもののほかプロセスチェックに必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年2月15日制定）

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約する工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月15日制定）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

検査関係書類とその提出期限に 関する取扱い基準

検査関係書類とその提出期限に関する取扱い基準

明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定。）第9条の規定に基づく検査関係書類（以下「書類」という。）及び提出期限について次のように定める。

第一 書類は次の各号に定めるものをいう。

- (1) 設計書（変更を含む）
- (2) 仕様書
- (3) 工事打合書
- (4) 実施工程表
- (5) 施工体制台帳・施工体系図
- (6) 安全関係書類
- (7) 建設廃棄物等処理関係書類
- (8) 各種届出書類
- (9) 施工プロセスチェックリスト
- (10) 材料使用承諾願・搬入報告書
- (11) 変更協議書
- (12) 施工計画書・施工図等
- (13) 各種試験結果報告書・施工報告書
- (14) 規格値、施工管理基準による資料
- (15) 出来形図・出来形数量総括表
- (16) 工事記録写真
- (17) 完成図
- (18) 工事検査担当課長（以下「検査担当課長」という。）が必要と認める書類

第二 書類の提出期限は、次に掲げる区分による。

- (1) 第一第1号及び第2号の書類は、契約締結後すみやかに提出する。
- (2) 第一第3号から第8号までの書類は、検査日の提出とする。
- (3) 第一第9号から第17号までの書類は、検査日の4日前の日（検査日から当該検査日の4日前の日までの間に明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する休日がある場合は、当該休日を除き、検査日の4日前となる日）の提出とする。
- (4) 第一第18号の書類は、検査担当課長が指定した日の提出とする。

第三 中間出来高検査等における書類及び提出期限を以下のように定める。

明石市契約規則（平成5年規則第10号）第41条に掲げる検査のうち、中間出来高検査、随時検査、及び手直し検査については、第一のうち検査担当課長が検査に必要と認める書類のみの提出とし、提出期限は第二各号の区分による。

附 則（平成２８年２月１５日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約する工事については、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月２９日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月１５日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和５年４月１日から施行する。

・ 検査関係書類一覧表

提出時期 様式 ・提出書類		契約後（変更含）14日以内（注1）	内容変更後その都度	完成検査				中間出来高検査				随時検査				手直し検査		
				検査前月25日まで（注2）	検査日4日前まで（注3）	検査時	検査後7日以内	検査前月25日まで	検査日4日前まで（注3）	検査時	検査後7日以内	検査前月25日まで	検査日4日前まで（注3）	検査時	検査後7日以内	検査時	手直し完了時	検査後7日以内
様式	工事概要等（変更）通知書【様式第1号】	◎	◎															
	工事検査要請書【様式第2号】			◎				◎				◎						
	工事検査調書兼検査結果通知書【様式第6・7・8号】					◎ 6号				◎ 7号				◎ 8号				
	工事手直し等指示書【様式第10号】														◎			
	工事手直し等完了報告書【様式第11号】															◎		
	工事手直し等検査結果通知書【様式第12号】																◎	
提出書類					◎	△			◎	△			△	△				
検査関係書類	(1) 設計書(変更を含)(設計図書)	契約後	検査時準備書類	* 契約後、速やかに提出してください。 ・ 左記関係書類は工事に整備すべき主なもので、これらにより施工の適否を検査します。 ・ 検査準備書類については、検査当日検査会場に準備して下さい。 ・ 事前提出書類については、所定の期日までに提出して下さい。 ・ 中間出来高などの検査時には、出来高確認に必要な該当書類（出来高検認調書等）を提出して下さい。 ・ (1)、(2)、(9)については主管課で作成の上提出して下さい。 ・ 工事検査担当課長が必要と認める場合は、事前提出書類以外にも提出を求める場合があります。														
	(2) 仕様書（設計図書）																	
	(3) 工事打合書	検査時準備書類																
	(4) 実施工程表																	
	(5) 施工体制台帳・施工体系図																	
	(6) 安全関係書類																	
	(7) 建設廃棄物等処理関係書類																	
	(8) 各種届出書類																	
	(9) 施工プロセスチェックリスト	事前提出書類																
	(10) 材料使用承諾願・搬入報告書																	
	(11) 変更協議書																	
	(12) 施工計画書・施工図等																	
	(13) 各種試験結果報告書・施工報告書																	
	(14) 規格値・施工管理基準による資料(土木)																	
	(15) 出来形図・出来形数量総括表(土木)																	
	(16) 工事記録写真																	
	(17) 完成図																	

（凡例） ◎は事前提出書類。△は検査員の指示による追加分。

（注1） 初日算入

（注2） 3月は「検査前月25日まで」を「2月20日」とする。

（注3） 土日、祝日は除く

専任検査員への検査要請に 関する取扱い基準

専任検査員への検査要請に関する取扱い基準

明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定）第7条の規定に基づく工事検査担当課長が定める日を次のように定める。

- （1）完成検査、中間出来高検査及び随時検査（以下「検査」という。）を行う日が属する月の前月25日とする。
- （2）3月の検査については、前号にかかわらず、2月20日とする。
- （3）前2号に定める日が明石市の休日を定める条例（平成3年条例第48条）第2条第1項に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日の平日とする。

附 則（平成28年2月15日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日制定）

（施行期日）

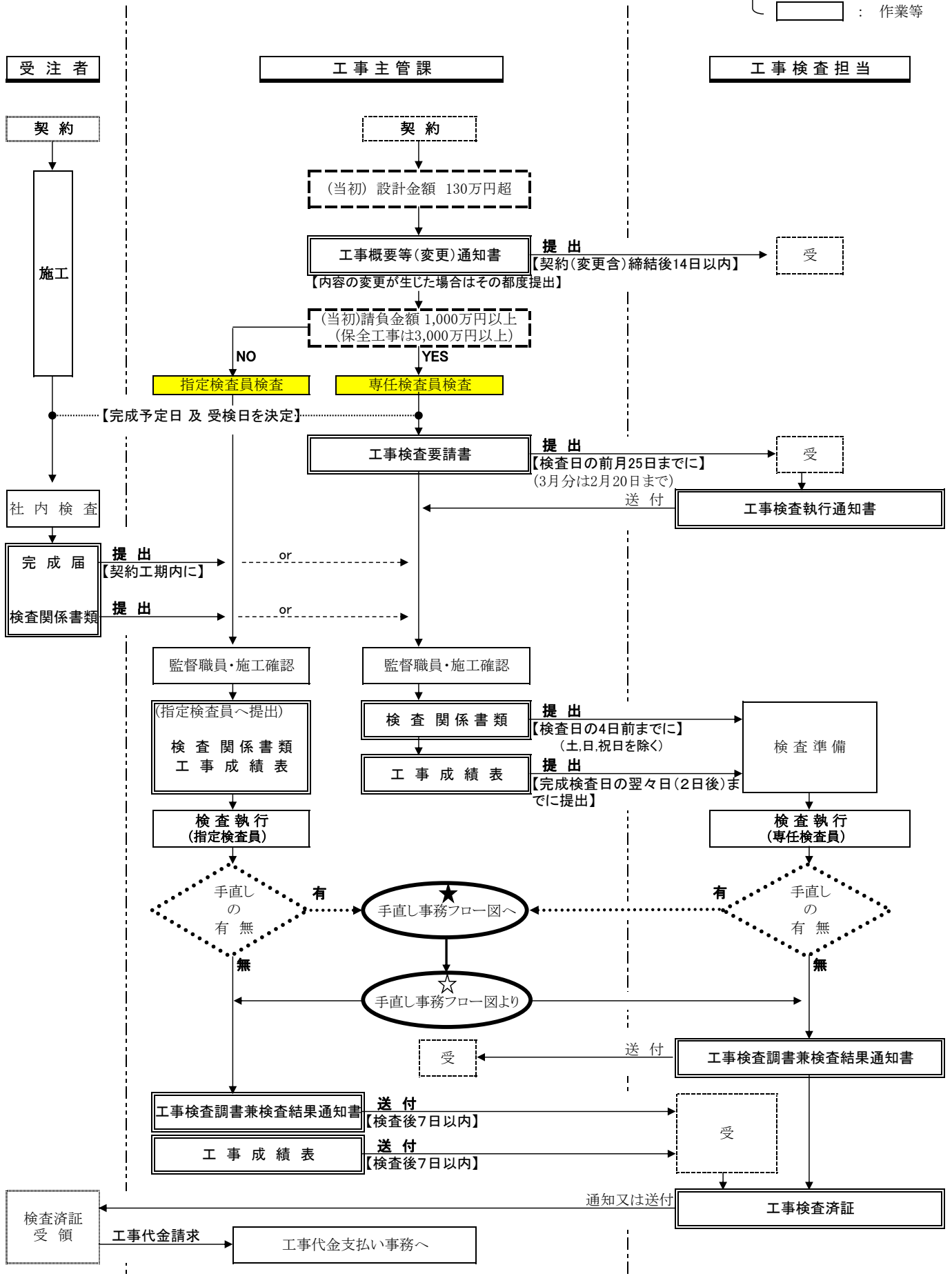
- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

工事検査事務フロー

工事検査事務フロー図 (完成検査)

凡例

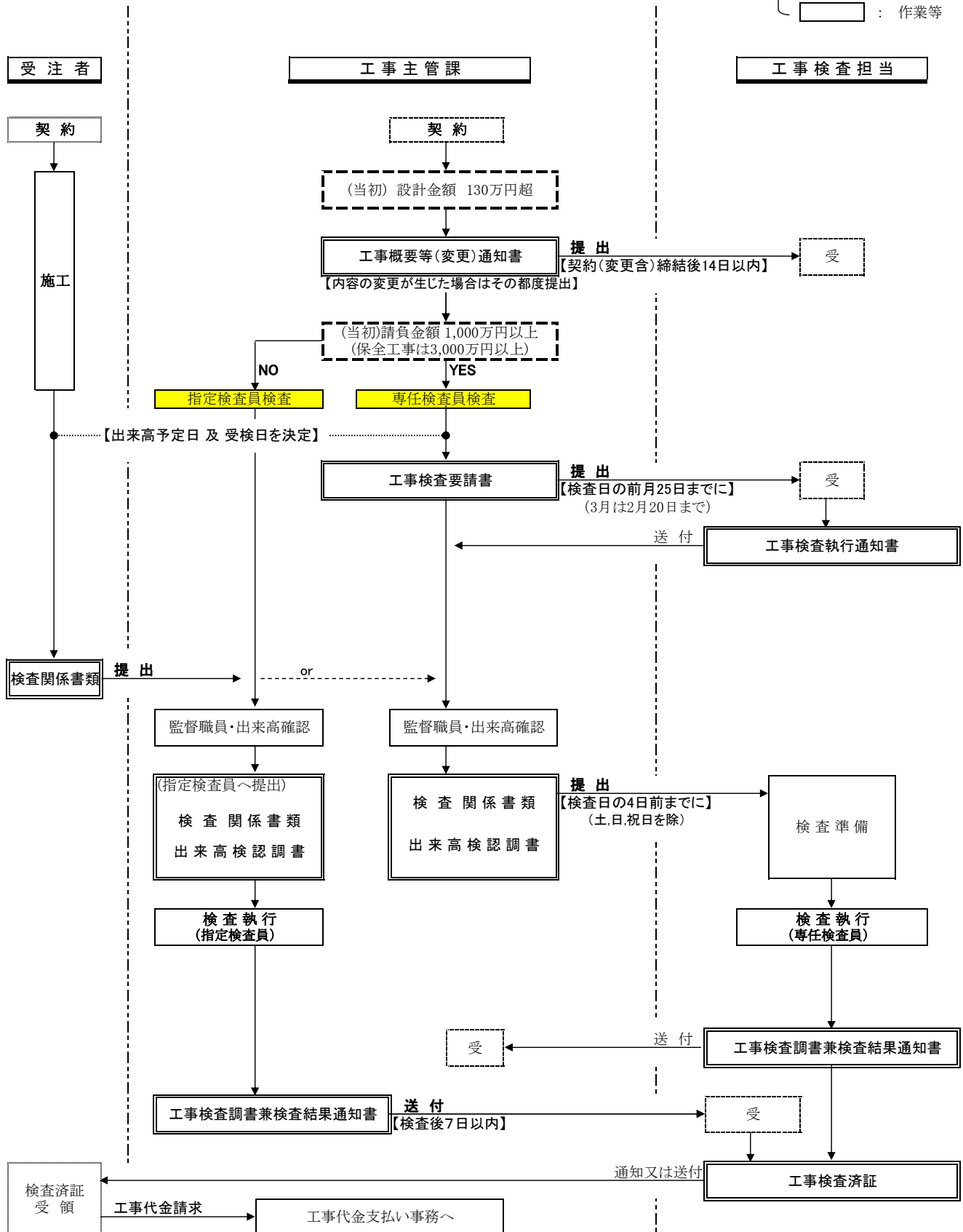
- : 条件
- : 書式等
- : 作業等



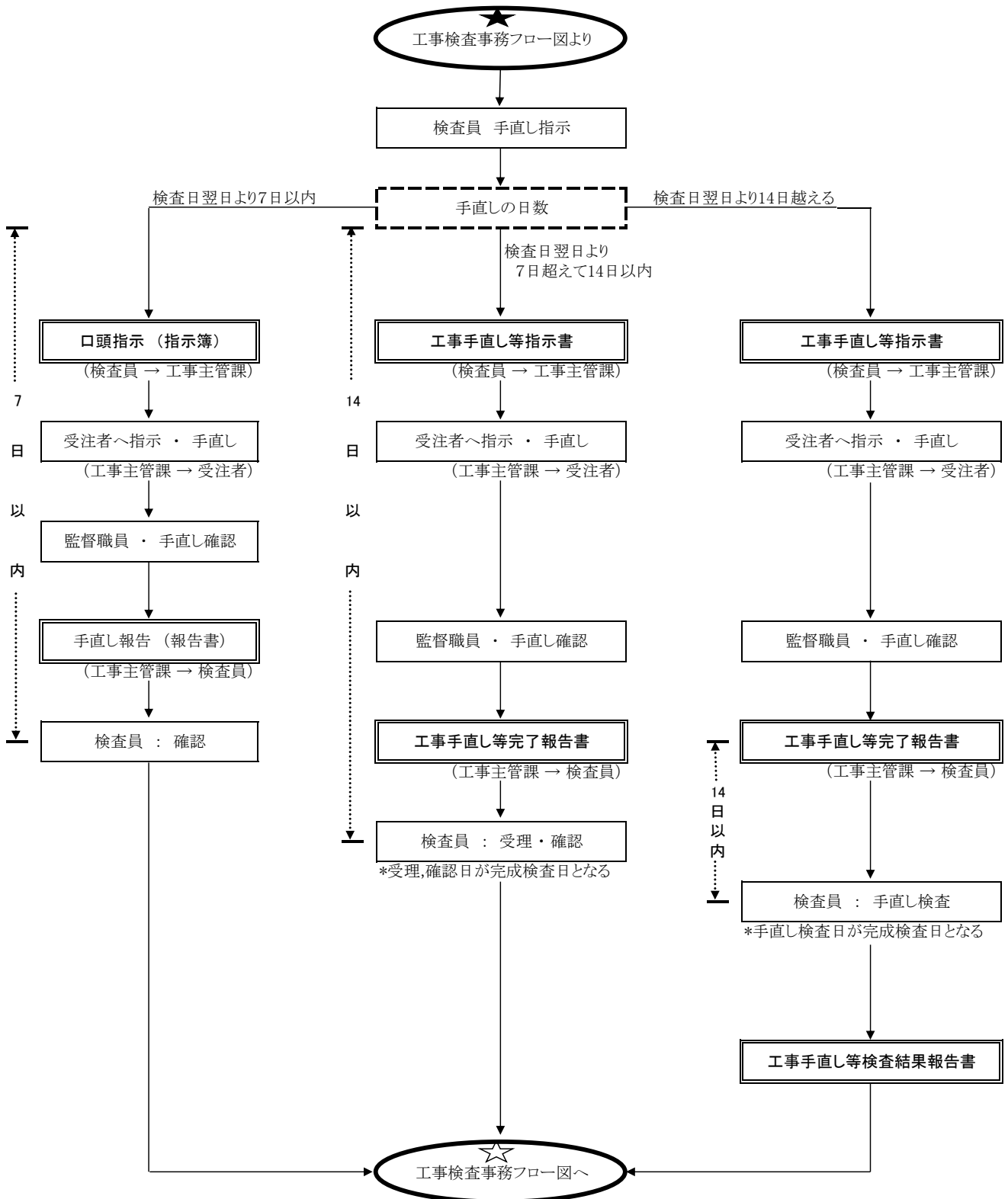
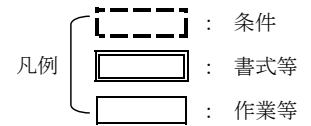
工事検査事務フロー図 (中間出来高検査)

凡例

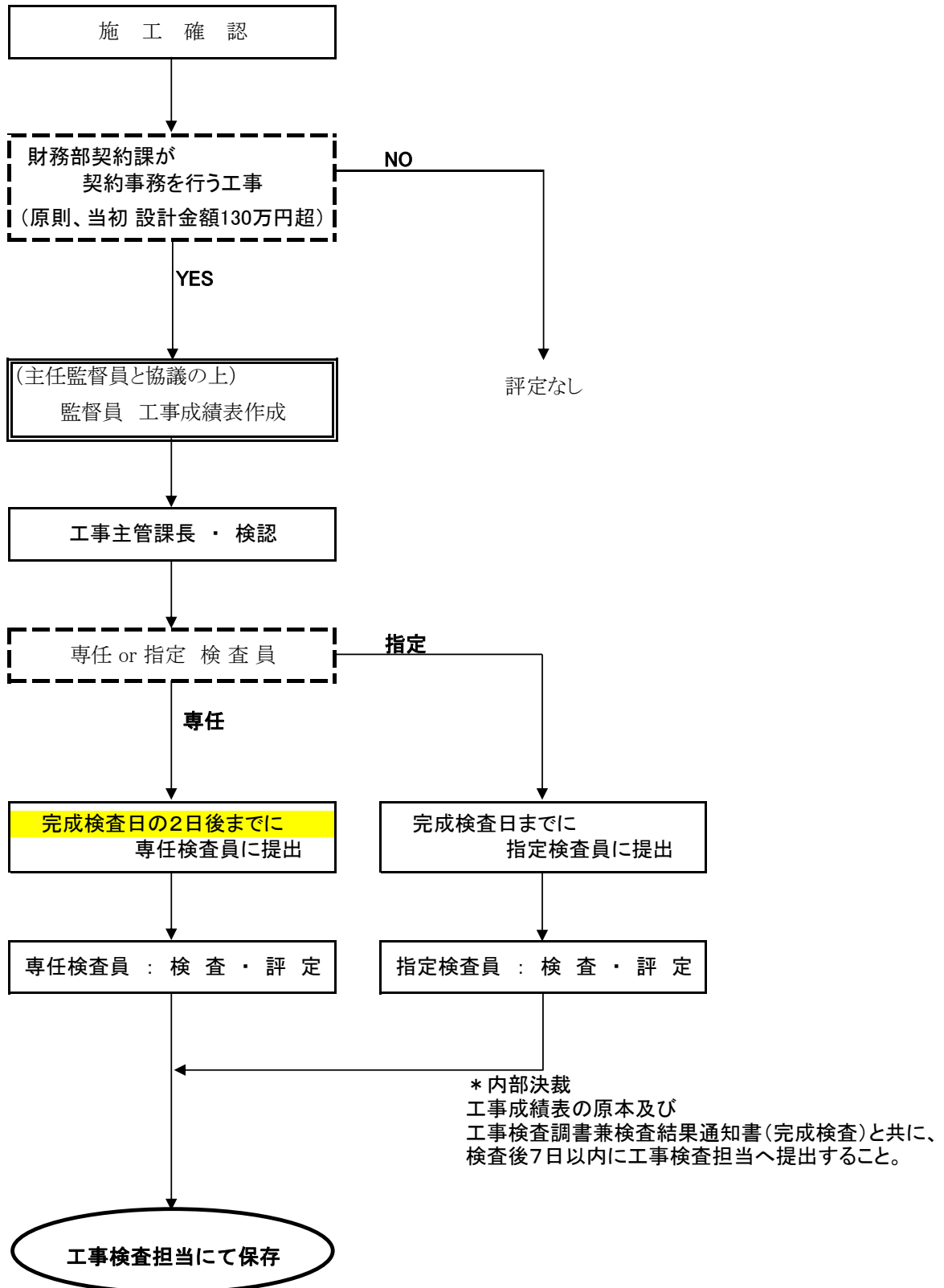
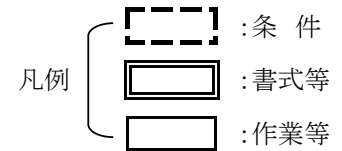
- : 条件
- : 書式等
- : 作業等



工事手直し事務フロー図



工 事 成 績 評 定 事 務 フ ロ ー 図



工事検査 Q & A

***** 検 査 事 務 ・ Q & A *****

Q (1) 「契約工期」と、検査に要する期間との関係は？

A 「契約工期」には、検査に要する日数は含まれません。受注者が工事の施工を完了し、監督職員が完成の確認をした後、受注者から工事完成届が提出された日が、契約工期内であればよいのです。

なお、契約工期の末日ではなく、工事完成届が提出された日から起算して（当日を含む）14日以内が検査に要する期間です。（「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の取扱により初日参入）

ですから、年度末の工期については検査の期間、事務手続きを考慮しますと3月10日までが望ましい期限と思われます。これを超える工期設定をする場合は、発注前に必ず工事検査担当と協議を行ってください。この場合でも検査は翌年度にはできませんので、工事主管課として認識するとともに、受注者にもそのことを必ず通知してください。

例) 9月10日に工事完成届が提出 → 9月10日から9月23日の間に検査を実施します。

Q (2) 検査対象は、すべての工事ですか？

A 原則として、発注者が「明石市長」又は「明石市公営企業管理者」となって契約した請負工事だけです。ですから、組合施行によるものや、JRなどへの工事委託は該当しません。

Q (3) 専任検査員が行う検査は、請負金額が1,000万円以上の工事だけですか？

A 当初の請負金額1,000万円以上の工事のほかに、工事検査担当課長が特に必要と認めたものがあります。たとえば、契約の相手方の契約違反等により契約解除その他重要なことがあった時などです。

また、請負金額1,000万円以上の工事の関連工事（合併入札分及び随意契約分等）であれば、1,000万円未満でも合わせて専任検査員が検査を実施し、一括評定を行います。そのほか、低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした者で落札者となった者と契約した工事は全て対象となります。また、成績評定を実施しない保全工事は、請負金額3,000万円以上が対象です。

関連工事（合併入札分及び随意契約分等）における

専任検査員と指定検査員の検査区分

主管課	当初請負金額		検査員区分	
	工事A	工事B	工事A	工事B
同	1000万円以上	1000万円以上	専任	専任
	1000万円以上	1000万円未満	専任	専任
	1000万円未満	1000万円未満	指定	指定
異	1000万円以上	1000万円以上	専任	専任
	1000万円以上	1000万円未満	専任	指定
	1000万円未満	1000万円未満	指定	指定

Q (4) 工場での立会い検査はどうなるのですか？

A 通常は、監督職員の業務ですが、工場製作のみの発注の場合とか、完成前の部分払いのためであれば、検査対象となります。また、工場への交通費の負担及び出張命令の事務手続きが必要な場合は、工事主管課で実施していただくことになります。

Q (5) 随時検査は、いつ行うのですか？

A 随時検査の時期は、工事概要等（変更）通知書を工事検査担当に提出したときに、その工事毎に最適な時期を監督員と打合せの上、実施します。

Q (6) 検査要請は、いつまでに行うのですか？

A 専任検査員に検査を要請する場合は、検査を予定する日の属する月の前月 25 日までに提出してください。ただし、検査日が 3 月の場合は 2 月 20 日が提出期限になります。なお、検査が集中する時期等については、事前に工事検査担当より検査希望日の照会をさせていただく場合があります。

Q (7) 検査要請後、検査日を変更できますか？

A 検査日は他工事との日程調整を行ったうえで決定するため、原則として変更はできません。ただし、検査執行の通知を工事検査担当課長から受けた後に、やむを得ない理由により工事検査日を変更するときは、検査員に連絡のうえ、理由を明記して変更検査日の 3 日前までに「工事検査変更要請書」により工事検査担当課長に通知してください。

Q (8) 検査関係図書は、いつまでに工事検査課へ提出するのですか？

A 工事検査要綱第 9 条により、検査日の 4 日前（土日、祝祭日を除く。）までと定められています。特にこの期日が遅れますと、検査当日の書類検査に時間がかかる場合や当日の検査ができないこともありますので、期日の厳守をお願いします。提出する書類は、別紙「検査関係書類一覧表」を参照して下さい。

また、工事完成検査の要件として、受注者から『工事完成届』が提出されている必要があります。受注者が工事完成届を提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 設計図書に示す全ての工事が完成していること。
- (2) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
- (3) 記録写真、出来形・品質管理資料ほか工事関係図書の整理がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要のある工事では、最終変更契約が締結されていること。

Q (9) 検査当日は、どのような準備をすればよいのですか？

A 検査関係書類のうち、別紙「検査関係書類一覧表」に記載されている検査時準備書類を当日検査会場に準備してください。

また、検査に必要な会場等についてもあわせて準備を行い、工事検査担当に開催場所、時刻等の連絡をお願いします。

Q (10) 「軽微な手直し等」とは、どのようなものですか？

A 検査後の措置において、工事検査担当課長が定める軽微な手直し等とは、7日以内に手直しが完了するものです。「口頭指示（指示簿）」により手直しを行い、報告書を検査日から7日以内に提出してください。その際の、完成検査日は、検査員の完成検査実施日のままです。7日を過ぎる場合は、「工事手直し等指示書」を発行し、14日以内に完了すれば「工事手直し等完了報告書」の受理日が完成検査日となり、それを超えると「工事手直し等完了報告書」の受理後に再検査を実施し、その検査日が完成検査日となります（工事手直し事務フロー図参照）。よって、工事の完成日は修補の完了となる完成検査日になり、1回目の完成検査日と修補の完了までの日数が当初完成日から契約工期までの日数を超えた場合はその分が遅延となります。

Q (11) 工事検査調書兼検査結果通知書は、どこへ送付するのですか？

A 検査員は検査終了後、合格と認めたときは検査調書兼検査結果通知書を7日以内に次のとおりに送付してください。

①専任検査員（1,000万円以上、3,000万円以上の保全工事）

→工事主管課長

②指定検査員（130万円超～1,000万円未満、3,000万円未満の保全工事）

→工事検査担当課長、工事主管課長

Q (12) 工事検査済証の通知は、全て工事検査担当課長が行うのですか？

A 工事検査済証の通知は、財務室が契約事務を行う工事（原則設計金額が130万円を超える工事＝工事概要通知書を工事検査担当に提出した工事）については工事検査担当課長が通知を行います。それ以外のものにあつては工事主管課において「工事検査済証」を発行して通知して下さい。

Q (13) 指定検査時において、該当工種を担当する専門の指定検査員がいませんが？

A 指定検査時において、専門の検査員がいない場合は、同じ室内の他の課の該当工種を担当する指定検査員に検査を依頼してください。それでもいない場合は専任検査員が検査を行いますので、工事概要通知書の提出時に工事検査担当と協議してください。協議により専任検査員が検査を行うことが決定した場合は、受注者にもその旨を工期当初に通知してください。以降の事務処理は通常の専任検査員工事と同様です。

Q (14) 各様式のデータはダウンロードできますか？

A desknet's NEO(デスクネット 材)の「文書管理」⇒「共通様式」⇒「工事検査担当」からダウンロードできます。

Q (15) 専任検査工事の場合に工事検査担当に提出する設計図書には何が含まれますか？

A 図面・仕様書等、入札時に受注者が入手できるすべての書類を提出してください。共通仕様書・代価表等は工種により入札時の添付書類が異なりますが、原則として受注者が入手可能なすべての書類を提出してください。

Q (16) 合併入札案件等で、一括評定を行う場合はどのような場合ですか？

A 合併入札等で複数の工事において、一括評定・個別評定の区分は原則として下記の表に基づいて行ってください。なお、詳細については工事概要通知書の提出時に工事検査担当と協議してください。

タイプ	主管課	工種	工期	場所	検査工種	評定	品質評価点
1	同	同	同	同	同	一括	平均
2	異	同	同	同	同	個別	個別
3	同	異	同	同	同	一括	個別
4	同	同	異	同	同	個別	個別
5	同	同	同	異	同	個別	個別
6	同	同	同	同	異	個別	個別

※工種：土木・建築・設備の各単独及びその組み合わせの計7種類

検査工種：主たる工種（＝工事成績表を使用する工種）であり、土木・建築・設備の3種類

品質評価点：財務室で定めている入札に関する点数
（表の見方）

全て同じであれば、タイプ1となる。1つ以上異なる場合は、表の上部から順に確認する。

例①：主管課のみ異なる場合と主管課と場所が異なる場合はどちらもタイプ2
（主管課が異なれば、他の項目は異なっても同じであってもすべてタイプ2となる）

例②：工種のみ異なる場合と工種・工期・検査工種が異なる場合はどちらもタイプ3
（工種が異なれば、他の項目は異なっても同じであってもすべてタイプ3となる）

Q (17) 全ての工事について施工プロセスチェックリストを工事検査担当に提出するのですか？

A 財務室にて入札を行う工事については、すべての工事で施工プロセスチェックリストに基づくチェックの実施の対象となっています。

しかし、工事検査担当へ事前提出書類として施工プロセスチェックリストを提出していただくのは、専任検査員の行う工事についてのみです。

Q (18) 施工プロセスチェックリストは非公開ですか？

A 工事検査担当のホームページで公開しますので、非公開ではありません。

Q (19) 施工プロセスチェックリストの提出はいつどのようにすればいいのですか？

A 提出時期については、検査日の4日前（土日、祝祭日を除く。）までに別紙「検査関係書類一覧表」に記載されている事前提出書類とあわせて工事検査担当へ提出してください。
提出方法については、メール等による電子データとして下さい。

明石市工事成績評定委員会設置要綱

(本文のみ)

明石市工事成績評定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第46条第1項（明石市水道事業契約規程（平成21年水道事業管理規定第13号）第2条の規定により準用する場合を含む。）の規定による市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）が発注する建設工事の工事成績評定について内容の公正を確保するため、明石市工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の構成及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 明石市工事成績評定点説明事務処理要綱（平成16年6月25日制定）第4条（明石市水道部工事成績評定点説明事務処理要綱（平成17年7月1日制定）第2条の規定により準用する場合を含む。）に規定する再説明の申出に対して回答すること。

(2) 成績評定の運用に係る事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、財務室を所管する部長（当該部長を置かない場合にあっては総務局長）の職にあるものをもってこれに充てる。

3 委員は、次の各号に掲げるものをもってこれに充て、又は委嘱する。

(1) 道路部長（当該部長を置かない場合にあっては道路安全室長。以下同じ。）又は当該室の室長、課長若しくは担当課長から道路部長が指定する者

(2) 住宅・建築室長又は当該室の課長若しくは担当課長から住宅・建築室長が指定する者

(3) 下水道部長（当該部長を置かない場合にあっては下水道室長。以下同じ。）又は当該室の室長、課長若しくは担当課長から下水道部長が指定する者

(4) 水道局次長又は当該局の課長若しくは担当課長から水道局次長が指定する者

(5) 学識経験者等

(6) 前各号に掲げるものの他、会長が指定する者

(学識経験者等の任期)

第4条 前条第3項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は非常勤とする。

3 第1項の委員は、再任されることができる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局財務室工事検査担当が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成16年6月25日制定)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月15日改正)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (平成19年4月19日改正)

この要綱は、制定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月15日改正)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和元年3月12日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和５年３月１５日改正）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

明石市工事成績評定点説明 事務処理要綱（本文のみ）

明石市工事成績評定点説明事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定）第15条の規定による工事成績の評定点に関する説明及び再説明の申出の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(説明の申出)

第2条 評定点の通知を受けた受注者は、書面により工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「工事検査担当課長」という。）（工事検査担当課長を置かない場合にあっては、財務室長。以下同じ。）に評定点についての説明を申し出ることができる。

2 説明の申出は、評定点の通知を受けた日の翌日から起算して5日（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、工事成績評定点についての説明申出書（様式第1号）により、工事検査担当課長に対して行うものとする。

3 前項の書面には、説明の申出者（以下「申出者」という。）の住所、氏名、申出の対象となる工事の概要及び説明の申出内容について記載するものとする。

(説明の申出への回答)

第3条 工事検査担当課長は、前条第1項の説明の申出があった場合は、工事成績評定点についての説明申出への回答書（様式第2号）により、申出があった日の翌日から2日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

(再説明の申出)

第4条 申出者は、前条の規定による回答について不服がある場合、市長に再説明を申し出ることができる。

2 再説明の申出は、前条の規定による回答を受けた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、工事成績評定点についての再説明申出書（様式第3号）により、市長に対して行うものとする。

3 前項の書面には、再説明の申出者（以下「再申出者」という。）の住所、氏名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(委員会への審議の依頼)

第5条 市長は、前条第1項の再説明の申出があった場合は、速やかに、明石市工事成績評定委員会設置要綱（平成16年6月25日制定）により設置された明石市工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(委員会の審議)

第6条 委員会は、説明申出書、説明申出への回答書、再説明申出書、完成検査時に再申出者から提出された書類及び次条で定める委員会の調査の結果に基づき、再説明申出書に記載のある事項について審議を行う。

2 委員会は、迅速な審議が行われるように努めるものとする。

(委員会の調査)

第7条 委員会は、前条第1項に掲げる当事者から提出された資料について確認、精査等の必要が生じた場合は、現地調査その他の必要な調査を行うことができる。

2 委員会は、必要に応じ、再申出者又は市長に意見を求めることができる。

(意見陳述)

第8条 再申出者及び市長は、委員会の審議の冒頭で意見陳述を行うことができるものとする。

(報告)

第9条 委員会は、再説明の申出に係る審議の終了後、意見書を作成し、再説明の申出があった日から40日（休日を含む。）以内に、市長に報告を行うものとする。

(再説明の申出への回答)

第10条 市長は、委員会の審議の結果を尊重した上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、その結果を工事成績評定点についての再説明申出への回答書（様式第4号）により、再申出者に回答するものとする。この場合において、再申出を認めなかったときにあってはその理由を、再申出を認めたときにあっては市長が講じようとする措置の概要を再申出者に対し明らかにするものとする。

(再説明の申出の却下)

第11条 市長は、申出期間内に行われなかった再説明の申出については、委員会の審議を経ないで却下することができる。

(再説明の申出の処理結果の公表)

第12条 市長は、再申出者に対し、再説明について回答を行ったときは、工事成績評定点についての再説明申出への回答書及び工事成績評定点についての再説明申出書を閲覧により速やかに公表するものとする。

附 則（平成16年6月25日制定）

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日制定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和２年１２月２４日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（令和５年３月１５日制定）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。